

TPR

「動く」をきわめ、社会を支えるTPR

第91回 定時株主総会 招集ご通知

■開催日時

2024年6月27日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時

■開催場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番6号
日本工業倶楽部会館3階 大ホール

■議案

- 第1号議案 取締役9名選任の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する株式報酬制度改定の件
- 第4号議案 監査役の報酬総額改定の件

会場となる建物自体は前回と同じですが、2階から3階に変更となっておりますのでご注意ください。
なお、ご来場が難しい株主様の為に、ライブ配信を予定しております。
お土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/6463/>





株主の皆様へ

TPRグループは、
ヒト、モノ、ココロの「動く」をきわめ、
美しく豊かな地球社会を支えます

代表取締役会長兼CEO

末廣 博

平素は格別のご高配とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。
当社第91期が終了いたしましたので、ここに「第91回定時株主総会招集ご通知」をお届けします。

当社は、本年4月より2026年度までの新中期経営計画（以下、26中計）をスタートしました。26中計では、既存事業であるパワートレイン分野と新たな事業であるフロンティア分野の両輪経営を骨子としており、この度、この両輪を貫く共通の軸として、当社グループの「存在意義」を新たにまとめました。

TPRは、多様化し移り変わる人々の好みや想いに寄り添って美しく豊かな暮らしの実現に貢献したい、そして、従来の動力機構の概念を広げて様々な「動く」ところ—それはモノやクルマにとどまらずヒトやココロも含めた—「動く」ところに関わって、人の生活空間において不可欠な存在となりたい、そう願います。

『ヒト、モノ、ココロの「動く」をきわめ、美しく豊かな地球社会を支えるTPR』
これを私たちのコーポレートメッセージとして、パワートレイン分野での利益の最大化とフロンティア分野の拡大により、持続的な成長と企業価値の向上に取り組んで参ります。

今後とも、株主の皆様の変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

企業理念

わたしたちは、
動力機構の高度化を原点として、無限の可能性に挑戦し、
優れた技術と価値ある商品の世界への提供を通じて、
クリーンで、クオリティの高い地球社会の実現に貢献します。

経営姿勢

期待を創り、期待に応え、お客様の厚い信頼を獲得します。
技術を広げ、技術を深め、世界をリードする商品を提供します。
ひとをつくり、ひとに学び、社員とともに生きがいのある職場を実現します。

行動指針

わたしたちは、とことんやり抜きます。
●とことん挑戦します。 ●とことん探求します。
●とことん創造します。 ●とことん話し合います。

存在意義

コーポレート
メッセージ

「動く」をきわめ、社会を支えるTPR

存在
意義

Mission

ヒト、モノ、ココロの「動く」をきわめ、
美しく豊かな地球社会を支える

目指す姿

Vision

人や環境に配慮した製品・サービスの提供を通して、
世の中がより快適に活動していると同時に、
社員の幸せも実現できている世界

価値観・強み

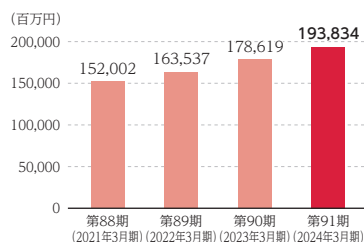
Value

- ・世界中のお客さまの期待に応え、信頼となる存在
- ・お客さまの隠れたニーズ、困り事への先取り
- ・コア技術力、高い品質を造り上げるモノづくり力
- ・製品を安定供給するグローバル・ネットワーク
- ・『とことん』精神、粘り強くやりぬく組織文化

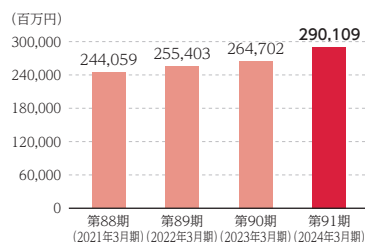
TPR

連結業績ハイライト

売上高



総資産



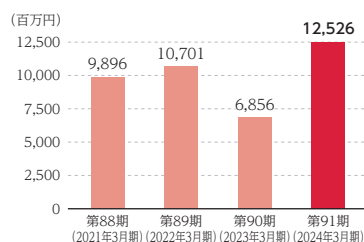
売上高

193,834 百万円

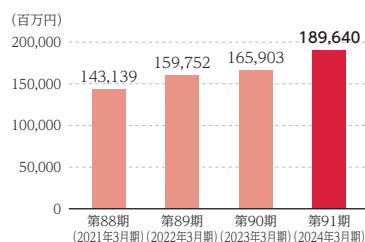
前期比 **8.5%** 増



営業利益



純資産



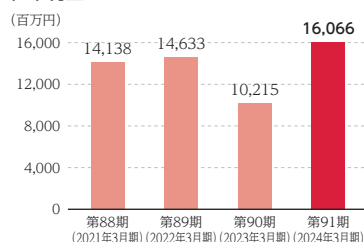
営業利益

12,526 百万円

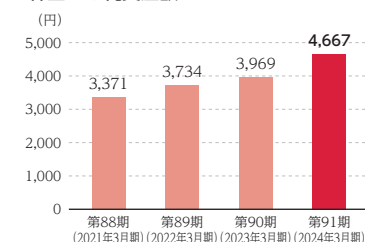
前期比 **82.7%** 増



経常利益



1株当たり純資産額



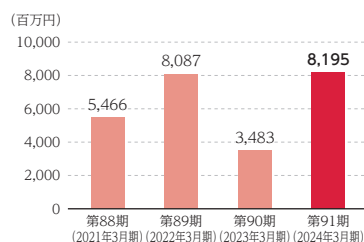
経常利益

16,066 百万円

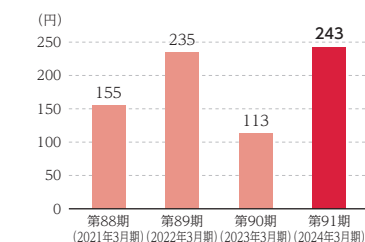
前期比 **57.3%** 増



親会社株主に帰属する当期純利益



1株当たり当期純利益



親会社株主に帰属する 当期純利益

8,195 百万円

前期比 **113.2%** 増



配当金について

2024年5月24日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1 期末配当金

1株当たり40円

2 効力発生日（支払開始日）

2024年6月10日

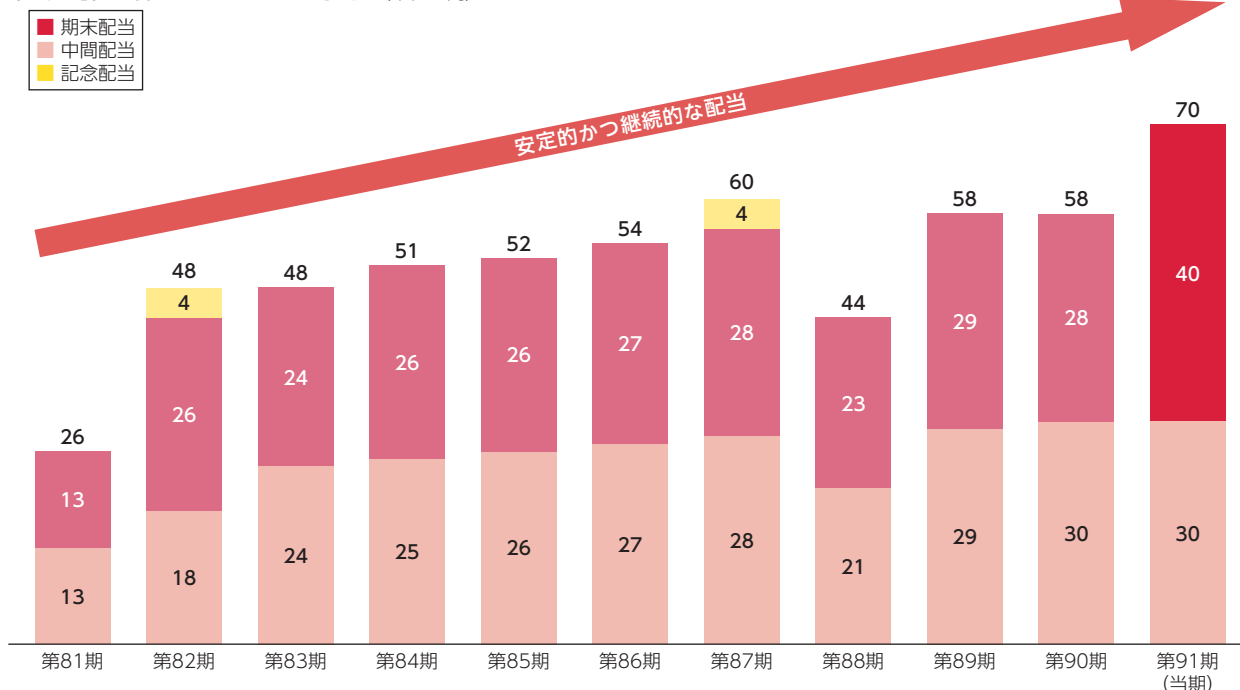
当社は、定款の規定により、2024年5月24日開催の取締役会で、期末配当金を1株につき40円とし、効力発生日（支払開始日）を2024年6月10日とすることを決議いたしました。

中間配当金として1株につき30円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき70円となります。

「期末配当金領収証」（銀行振込ご指定の株主様には「配当金計算書」及び「お振込先について」）を今回同封しておりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

※配当金受領方法のご指定など、事務手続きに関するお問い合わせ先は、巻末の「株主メモ」をご覧ください。

（ご参考）1株当たり配当金の推移（単位：円）

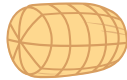


株主優待拡充

株主優待に長期保有インセンティブを導入



現行制度		新制度 (2024年3月末より)			
保有期間		1年未満	1年以上	3年以上	5年以上
100株以上 500株未満	お米券 3kg	お米券 3kg	+ 1kg	+ 2kg	+ 3kg
500株以上 1,000株未満	お米券 6kg	お米券 6kg	+ 2kg	+ 3kg	+ 4kg
1,000株以上	お米券 10kg	お米券 10kg	+ 3kg	+ 4kg	+ 5kg



当社株式への投資魅力をさらに高め、より多くの株主様に当社株式を中長期的に保有していただくことを目的として、株主優待制度の内容を拡充しました。

最大で + 5 kg の長期保有インセンティブになります。

株主各位

証券コード 6463
2024年6月7日
(電子提供措置の開始日 2024年5月31日)
東京都千代田区丸の内一丁目6番2号

T P R 株式会社
代表取締役会長兼CEO **末廣 博**

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.tpr.co.jp/ir/stock/meeting/>



株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/6463/teiji/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「TPR」又は「コード」に当社証券コード「6463」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2024年6月26日（水曜日）午後5時10分までに議決権行使していただきますようお願い申し上げます。**

【インターネット等による議決権行使の場合】

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1 日 時	2024年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都千代田区丸の内一丁目4番6号 日本工業倶楽部会館3階 大ホール <u>（会場となる建物自体は前回と同じですが、2階から3階に変更となっておりますのでご注意ください。）</u>
3 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第91期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第91期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 監査役2名選任の件 第3号議案 取締役に対する株式報酬制度改定の件 第4号議案 監査役の報酬総額改定の件</p>
4 招集にあたっての 決定事項	<p>(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>(2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>(3)インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。</p>

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
 - ② 連結計算書類の「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時10分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時10分入力完了分まで



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

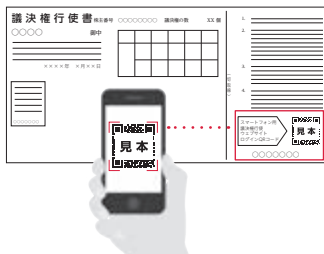
※議決権行使書はイメージです。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

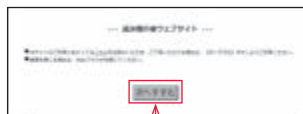
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

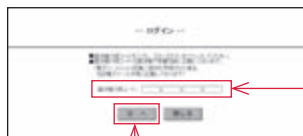
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

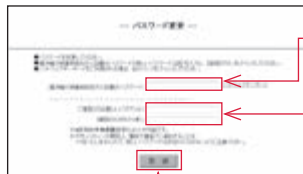
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始除く 9:00~21:00)


機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

ライブ配信のご案内

1. 株主総会のライブ配信について

・本定時株主総会についてはインターネットの手段を用いて、下記のとおり株主総会の状況を映像と音声でライブ配信（ご視聴のみ）いたしますのでご案内いたします。

- (1) 配信日時：2024年6月27日（木曜日）午前10時から
- (2) ご視聴方法

	パソコンから	スマートフォンから
アクセス先	https://tpr.premium-yutaiclub.jp/	下記のQRコードをスマートフォンで読み取ってください。
ID Password	ID、Passwordにつきましては、株主の皆様にお送りしている本招集ご通知に同封の「ライブ配信のご案内」をご参照ください。 入力後、ログインボタンをクリックしてください。	 ※「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

※ライブ配信ご視聴に関する留意事項

- ①ライブ配信のご視聴は、法的には株主総会へ出席したものとでは取り扱われません。
- ②中継の映像は、株主様のプライバシーに配慮し議長席及び役員席付近のみとなります。
- ③ご使用のパソコン環境、スマートフォン環境や通信環境等の影響により、ライブ配信の画像や音声に乱れ等の不具合が生じる場合がございます。また、ご覧いただく場合の通信料金等は、株主様のご負担となります。
- ④万一、何らかの事情によりライブ配信を行わない場合は、当社ウェブサイトにてお知らせします。
(<https://www.tpr.co.jp/ir/>)
- ⑤お問い合わせ先
ご不明の点は、TPRバーチャル株主総会ヘルプデスクまでお問い合わせください。
フリーダイヤル：0120-980-965（平日 9：00～17：00）

2. 事前の議決権行使について

・ライブ配信をご視聴の場合、総会当日の議決権行使が出来ないため、書面またはインターネット等による議決権行使をご利用願います。

（行使期限：2024年6月26日（水曜日）午後5時10分まで）

行使方法の詳細につきましては、「議決権行使についてのご案内」をご覧ください。

（議決権行使ウェブサイト：<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）

・インターネット等による行使の際、同サイトのアンケート機能を利用した事前質問が可能です。
株主の皆様からのご質問から、特にご関心が高い事項については本株主総会でご説明させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。なお、取締役候補者の選定にあたっては、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会の答申を経ております。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況				
1	末 廣 博	代表取締役 会長兼CEO	(株)ファルテック取締役	再任	男性		
2	矢 野 和 美	代表取締役 社長兼COO	(株)ファルテック取締役	再任	男性		
3	藤 城 豪 二	副社長執行役員	海外事業部門担当	新任	男性		
4	伊 井 明 彦	取締役 専務執行役員	営業部門担当、調達部門担当	再任	男性		
5	鮎 澤 紀 昭	取締役 執行役員	技術部門担当	再任	男性		
6	本 家 正 隆	取締役	—	再任	男性	社外	独立
7	加 藤 敏 久	取締役	—	再任	男性	社外	独立
8	大 澤 加奈子	取締役	弁護士 リンテック(株)社外取締役（監査等委員） 大塚ホールディングス(株)社外監査役 東芝テック(株)社外監査役	再任	女性	社外	独立
9	宗 藤 謙 治	取締役	経営コンサルタント	再任	男性	社外	独立

候補者番号 1



所有する当社の株式数
4,300株

在任年数
6年

取締役会出席状況
16/16回

す え ひ ろ
末 廣 ひろし
博 (1958年9月11日生)

再任 男性

略歴、当社における地位及び担当

1981年4月	(株)富士銀行入行	2017年4月	(株)みずほ銀行副頭取執行役員 米州地域本部長
2008年4月	(株)みずほコーポレート銀行執行役員営業第七部長	2018年5月	当社副社長執行役員
2011年4月	同行常務執行役員アジア・オセアニア地域統括役員	2018年6月	取締役副社長執行役員
2014年4月	(株)みずほ銀行常務執行役員米州地域ユニット長	2019年6月	(株)ファルテック取締役会長
2015年4月	同行専務執行役員米州地域ユニット長	2019年6月	当社代表取締役会長兼CEO (現任)
2017年4月	(株)みずほフィナンシャルグループ副社長執行役員米州地域本部長	2021年4月	(株)ファルテック取締役 (現任)

重要な兼職の状況

(株)ファルテック取締役

取締役候補者とした理由

末廣博氏は、他社役員を長期にわたり歴任後当社副社長執行役員を経て代表取締役会長兼CEOを務め、金融・財務への豊富な経営経験と幅広い知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 2



所有する当社の株式数
10,700株

在任年数
7年

取締役会出席状況
16/16回

や の か ズ み
矢 野 **和 美** (1957年2月8日生)

再任 男性

略歴、当社における地位及び担当

1982年8月	当社入社	2013年12月	執行役員長野工場長
2006年6月	長野工場生産技術部長	2017年6月	取締役常務執行役員兼 TPR工業(株)代表取締役社長
2009年6月	技術開発部長	2019年6月	取締役専務執行役員
2011年6月	長野工場生産技術部長	2021年4月	代表取締役社長兼COO (現任)
2012年6月	執行役員長野工場長兼生産企画室長	2021年6月	(株)ファルテック取締役 (現任)

重要な兼職の状況

(株)ファルテック取締役

取締役候補者とした理由

矢野和美氏は、当社生産部門の要職を長く歴任し、代表取締役社長兼COOを務め、TPRグループの製品及び事業への幅広い経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 3



所有する当社の株式数
400株

在任年数

取締役会出席状況

ふじしろ 藤城 豪二 (1965年1月5日生)

新任 男性

略歴、当社における地位及び担当

1987年4月	(株)富士銀行入行	2020年4月	(株)みずほ銀行専務執行役員西日本地区担当
2015年4月	(株)みずほフィナンシャルグループ執行役員秘書室長	2021年4月	同行副頭取執行役員西日本地区担当
2016年4月	(株)みずほ銀行常務執行役員営業部店担当役員	2021年5月	同行副頭取執行役員西日本地区担当兼関西リージョナルグループ長
2018年4月	(株)みずほフィナンシャルグループ執行役常務グローバルプロダクツユニット長	2023年6月	当社副社長執行役員
2019年4月	同社執行役常務アセットマネジメントカンパニー長兼グローバルプロダクツユニット長	2024年4月	副社長執行役員 (現任) 海外事業部門担当

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

藤城豪二氏は、他社役員を長期にわたり歴任しており、金融・財務への豊富な経営経験と幅広い知見を有していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号 4



所有する当社の株式数
5,400株

在任年数

5年

取締役会出席状況

16/16回

い い あき ひ こ 伊井 明彦 (1960年9月11日生)

再任 男性

略歴、当社における地位及び担当

1990年11月	当社入社	2018年4月	執行役員 (日系営業担当)
2009年6月	名古屋営業所長	2019年6月	取締役常務執行役員
2014年6月	営業企画部長	2021年4月	取締役専務執行役員 営業部門担当
2015年6月	執行役員日系営業担当	2024年4月	取締役専務執行役員 (現任) 営業部門担当、調達部門担当
2017年9月	執行役員 (日系営業担当) 営業企画部長		

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

伊井明彦氏は、当社営業部門の要職を長く歴任し、TPRグループの製品及び事業への幅広い経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 5



所有する当社の株式数
1,400株

在任年数
1年

取締役会出席状況
13/13回

あゆざわ のりあき
鮎澤 紀昭 (1967年2月24日生)

再任 男性

略歴、当社における地位及び担当

1990年4月	当社入社	2022年4月	執行役員（技術部門担当） 技術企画室長
2014年6月	製品開発部長	2023年4月	執行役員 技術部門担当
2019年6月	執行役員（リング・ライフ・焼結 技術部門担当） 製品開発部長	2023年6月	取締役執行役員（現任） 技術部門担当
2021年4月	執行役員（リング・ライフ・焼結 技術部門担当） 技術企画室長兼CASE対応 開発部長		

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

鮎澤紀昭氏は、当社技術部門の要職を長く歴任し、TPRグループの製品及び事業への幅広い経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 6



所有する当社の株式数
2,500株

在任年数
8年

取締役会出席状況
15/16回

ほんけ まさたか
本家 正隆 (1945年6月9日生)

再任 男性 社外 独立

略歴、当社における地位及び担当

1968年4月	日本銀行入行	1998年8月	同社代表取締役社長
1990年5月	同行松山支店長	2001年4月	セントラル短資(株)代表取締役 社長
1992年4月	同行大阪支店副支店長	2007年6月	同社代表取締役会長
1994年10月	同行審査局次長	2013年6月	金融広報中央委員会会長
1996年5月	同行発券局長	2016年6月	当社社外取締役（現任）
1997年8月	山根短資(株)専務取締役		

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

本家正隆氏は、日本銀行及び金融業界で重い役職を果たされた経験及び経営者としての経験から、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。また同氏が選任された際は、指名報酬委員として当社取締役等の指名、報酬について客観的・中立的立場から関与いただく予定です。

候補者番号 7



所有する当社の株式数
2,200株

在任年数
5年

取締役会出席状況
16/16回

かとう としひさ
加藤 敏久 (1953年11月25日生)

再任 男性 社外 独立

略歴、当社における地位及び担当

1978年4月	味の素(株)入社	2010年10月	同社執行役員バイオ・ファイン事業本部素材・用途開発研究所長
1996年7月	同社中央研究所専任部長		
1998年7月	同社本社研究開発部専任部長		
2000年7月	同社東海工場第一製造部長	2011年7月	同社常務執行役員研究統括補佐 オープンイノベーション担当 兼知的財産部担当
2005年4月	同社ファイン・医薬工業化センター長		
2006年7月	同社東海事業所長	2013年7月	同社常務執行役員イノベーション研究所長
2007年7月	同社執行役員東海事業所長		
2009年7月	同社執行役員バイオ・ファイン事業本部AOC班長	2017年7月	同社アドバイザー
		2019年6月	当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

加藤敏久氏は、事業会社で長く要職を歴任された経験及び経営に携わられた経験から、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。また同氏が選任された際は、指名報酬委員として当社取締役等の指名、報酬について客観的・中立的立場から関与いただく予定です。

候補者番号 8



所有する当社の株式数
600株

在任年数
3年

取締役会出席状況
16/16回

おおさわ かなこ
大澤 加奈子 (1970年12月22日生)

再任 女性 社外 独立

略歴、当社における地位及び担当

1998年3月	最高裁判所司法研修所修了 (50期)	2021年6月	当社社外取締役 (現任)
1998年4月	弁護士登録	2022年3月	大塚ホールディングス(株) 社外監査役 (現任)
1998年4月	梶谷総合法律事務所入所 (現任)		
2005年10月	米国ニューヨーク州弁護士資格取得	2022年6月	東芝テック(株)社外監査役 (現任)
2015年6月	リンテック(株)社外取締役 (監査等委員) (現任)		

重要な兼職の状況

弁護士
リンテック(株)社外取締役 (監査等委員)
大塚ホールディングス(株)社外監査役
東芝テック(株)社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大澤加奈子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として幅広く活躍され、培われた専門的な知識・経験等から当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。また同氏が選任された際は、指名報酬委員として当社取締役等の指名、報酬について客観的・中立的立場から関与いただく予定です。

候補者番号

9

宗藤 謙治 (1961年6月1日生)

再任 男性 社外 独立



所有する当社の株式数

0株

在任年数

1年

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位及び担当

1985年4月	ゼーゼル機器(株)入社	2021年6月	同社退任
2004年4月	(株)ボッシュオートモーティブシステム 本社営業本部営業企画部部长	2021年9月	経営コンサルタント(現任)
2007年4月	ボッシュ(株)燃料噴射システム事業部営業2部部长	2023年6月	当社社外取締役(現任)
2009年4月	同社燃料噴射システム事業部執行役員営業本部長		
2013年8月	同社専務執行役員兼ボッシュ燃料噴射事業日本担当社長		

重要な兼職の状況

経営コンサルタント

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

宗藤謙治氏は、事業会社で長く要職を歴任された経験及び経営に携わられた経験から、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。また同氏が選任された際は、指名報酬委員として当社取締役等の指名、報酬について客観的・中立的立場から関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者本家正隆氏、加藤敏久氏、大澤加奈子氏及び宗藤謙治氏は、社外取締役候補者です。本家正隆氏、加藤敏久氏、大澤加奈子氏及び宗藤謙治氏は当社の独立役員として東京証券取引所に届出をしております。
3. 当社は、社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう本家正隆氏、加藤敏久氏、大澤加奈子氏及び宗藤謙治氏とは損害賠償責任を限定する契約を締結しており、諸氏を選任いただいた場合は当該契約を継続する予定です。
- 契約内容の概要は下記のとおりです。
- ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の3. 会社役員に関する事項に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役加藤浩氏及び米川孝氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

候補者番号 1

よね かわ たかし
米川 孝

(1958年6月5日生)

再任 男性 社外 独立



所有する当社の株式数
2,500株

在任年数
4年

取締役会出席状況
16/16回

監査役会出席状況
17/17回

略歴、当社における地位

1982年4月	安田火災海上保険(株)入社	2018年4月	同社専務執行役員関西第一本部長
2012年4月	(株)損害保険ジャパン執行役員 金融法人部長	2020年4月	損害保険ジャパン(株)副社長執行役員
2013年4月	同社執行役員企業商品業務部長	2020年6月	当社社外監査役(現任) 損害保険ジャパン(株)顧問
2014年4月	日本興亜損害保険(株)執行役員 企業商品業務部長	2020年7月	安田日本興亜健康保険組合理事 長(現任) 健康保険組合連合会東京連合会 会長(現任)
2014年9月	(株)損害保険ジャパン常務執行 役員	2021年6月	芙蓉総合リース(株)社外監査役(現 任)
2016年4月	日本興亜損害保険(株)常務執行 役員		
	損害保険ジャパン日本興亜(株) 常務執行役員		
	同社取締役常務執行役員関西 第一本部長		

重要な兼職の状況

安田日本興亜健康保険組合理事
健康保険組合連合会東京連合会会長
芙蓉総合リース(株)社外監査役

社外監査役候補者とした理由

米川孝氏は、他社役員を長期にわたり歴任され、企業経営の豊富な実績・経験から、業務の監査を行うに適任であると判断し、引き続き監査役候補者となりました。

候補者番号 2

こ じ ま り ょ う じ
小 島 亮 治 (1965年10月12日生)

新任 男性



所有する当社の株式数
0株

在任年数
—

取締役会出席状況
—

監査役会出席状況
—

略歴、当社における地位

1991年 3月 高崎製紙(株)入社
2004年 1月 当社入社
2007年 3月 経理部主査
2011年 9月 新事業室主査
2015年 6月 経営企画室主査
2018年 3月 経営企画室主幹
2019年 6月 経理部長 (現任)

重要な兼職の状況

—

監査役候補者とした理由

小島亮治氏は、当社の経理・企画部門の要職を長く歴任し、TPRグループの金融・財務を中心に豊富な知識と知見を有していることから、監査役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者米川孝氏は社外監査役候補者です。当社の独立役員として東京証券取引所に届出をしております。
3. 当社は、社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう米川孝氏とは損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏を選任いただいた場合は当該契約を継続する予定です。
- 契約内容の概要は下記のとおりです。
- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、社外監査役がその職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の3. 会社役員に関する事項に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案

取締役に対する株式報酬制度改定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2017年6月29日開催の第84回定時株主総会において当社の執行役員を兼務する取締役及び執行役員を対象とした株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「BBT」といいます。）の導入についてご承認いただき、その後、2021年6月29日開催の第88回定時株主総会において、BBTの一部改定をご承認いただき、現在に至っております（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）。

今般、現行の株式報酬制度の一部を見直し、国内に居住する取締役に給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「譲渡制限付株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下、「BBT-RS」といい、BBTとBBT-RSを併せて「本制度」といいます。）へ改定すると共に、取締役の報酬総額に占める株式報酬等の割合を引き上げることについて、ご承認をお願いするものであります。なお、海外に居住する取締役については、引き続き、BBTを適用することといたします。

本議案は、BBT導入当初の目的に加え、取締役が、在任中においても譲渡制限付株式報酬制度により給付される株式に係る議決権の行使や配当の権利等、株主の皆様と同様の権利を有することによって、より一層株主の皆様に近い目線での価値を共有し、経営に当たることが期待できること、また、取締役の報酬総額に占める株式報酬等の割合を引き上げることにより、中長期的な企業価値の増大に貢献する意欲を更に高めることを目的としており、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会及び取締役会は、本議案の内容は相当であるものと考えております。

また、本議案をご承認いただくことを前提に、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の一部変更について、本総会終結直後の取締役会において決議を予定しております（本議案をご承認いただいた場合の方針案を末尾に参考として載せてございます。）。当該方針とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2011年6月29日開催の第78回定時株主総会及び2019年6月27日開催の第86回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬等の総額（年額400百万円以内、うち社外取締役分は年額70百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）とは別枠とし、本制度に基づく報酬を当社の取締役に對して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

なお、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は9名（うち社外取締役4名）となります。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に對して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株

式及び当社株式の一定割合について時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、BBT-RSに基づき、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。また、本制度への改定に伴い、現行BBT制度において国内に居住する取締役に付与済みのポイントについては、本議案の承認可決を条件に、本定時株主総会后、当社が別途定める時期にその一部について当社株式として給付し、残部は当該取締役の退任時に当社株式を時価で換算した金額相当の金銭として給付いたします。また、今後、海外に居住する取締役が国内に居住することとなった場合にも、BBTにおいて付与済みのポイントについて、BBT-RSにおけるポイントに移行することといたします。

取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3.のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

なお、BBTに基づき、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、現行どおり原則として取締役の退任時とします。

(2) 本制度の対象者

取締役（監査役は、本制度の対象外とします。）

（注）上記のほか、取締役を兼務しない執行役員についても本制度の対象としております。

（以下、取締役と取締役を兼務しない執行役員を併せて「役員」といいます。）

(3) 信託期間

2017年8月から本信託が終了するまでとします（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式報酬規程の廃止等により終了します。）。

(4) 取締役に給付される当社株式等の数の上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計の上限を、現行の35,000ポイント（うち社外取締役分として5,000ポイント）から55,000ポイント（うち社外取締役分として8,000ポイント）に改定します。これは、現行の役員報酬の支給水準とそれに占める株式報酬等の割合、役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、本制度への改定後も相当であるものと判断しております。なお、取締役を兼務しない執行役員を含めた役員に付与されるポイント数の合計の上限は、1事業年度当たり110,000ポイントとします。

取締役に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償

割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（７）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、下記（７）の受益権確定時まで当該取締役に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（５）信託金額

当社は、原決議においてご承認を得た範囲内において、BBTに基づき、株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。当社は、2017年8月から本信託を設定し、2022年3月末日で終了した事業年度から2024年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、「現対象期間」といいます。）に関し、BBTに基づく取締役への給付を行うための株式の取得資金を追加拠出し、本信託は、当該金銭を原資として当社株式を取得いたしました。本信託は、本議案による改定後は、本制度に基づく信託として存続するものいたします。

また、本議案のご承認の後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として3事業年度ごとに、以後の3事業年度（以下、「対象期間」といいます。）に関し、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出すこととします。本制度に基づき取締役に付与されるポイントの上限数は、上記（４）のとおり1事業年度当たり合計55,000ポイントであるため、追加拠出時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、165,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2024年5月14日の終値2,298円を適用した場合、上記の必要資金は、約379百万円となります。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとなります。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注１）当社が実際に本信託へ拠出する金額は、上記の取締役への当社株式等の給付を行うための必要資金のほか、取締役を兼務しない執行役員への当社株式等の給付を行うための必要資金を合わせた金額となります。

（注２）上記の当社株式数の上限は、取締役への当社株式等の給付を行うための必要資金により取得する当社株式数の上限です。本信託が実際に取得する当社株式数は、上記（注１）のとおり取締役を兼務しない執行役員への当社株式等の給付を行うために拠出する必要資金により取得する株式数を加算した数となります。

(6) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(5)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(4)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、原則として毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として取締役退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

本議案の決議による株式報酬制度の改定に伴い、BBT-RSに移行することとなる国内に居住する取締役に對して、これまでBBTにおいて付与済みのポイントについては、本議案の承認可決を条件として、BBT-RSにおけるポイントに移行します。当該移行の対象となる取締役は、本定時株主総会終結後、当社が定める所定の時期に、当該移行後のポイントに基づき、当社株式の給付を受けます。

なお、取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、当該取締役は、給付を受ける権利を取得できない場合があります。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した金額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給

付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役에게給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

3. 取締役に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

取締役は、当社株式の給付を受けた日から当社における役員たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

取締役が、当社における役員たる地位の全てを正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

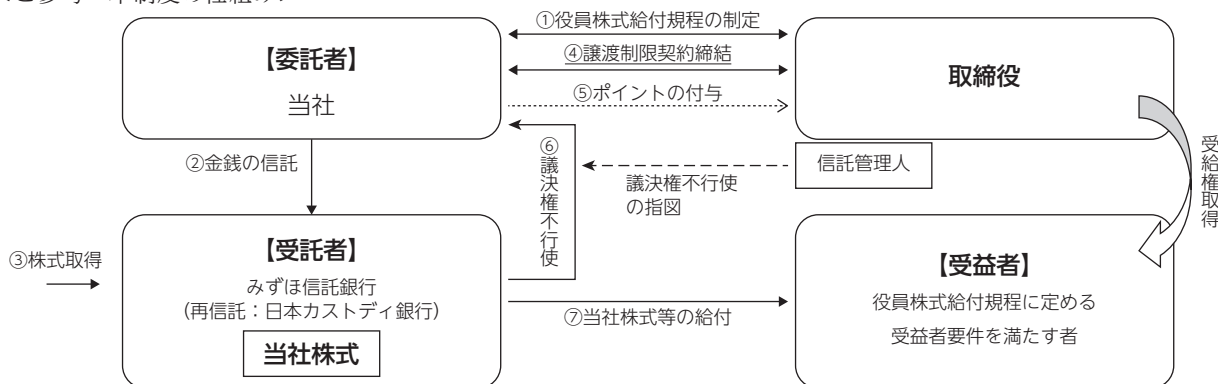
④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 取締役は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当社における役員たる地位の全てを退任するまでの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、「役員株式給付規程」に定める所定の時期に、取締役のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

【ご参考】

本議案をご承認いただいた場合、以下の方針【案】について、本総会直後の取締役会において決議することを予定しています。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針【案】

I. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう会社業績や中長期的な企業価値との連動性を確保し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責と成果を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には業務執行取締役の報酬は、経常報酬及び変動報酬、企業価値向上をより意識するためのインセンティブとして株式給付信託（非金銭報酬）による株式報酬で構成する。なお、業務執行を兼務しない取締役については、変動報酬は支給しない。

II. 経常報酬(金銭報酬)の個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の経常報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

III. 変動報酬(金銭報酬)の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

(報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

変動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対するインセンティブを高めるため、経営環境、前事業年度の会社業績ならびに業務執行取締役個人の業績への貢献度を勘案して算出された額を12等分して経常報酬に合算し、支給する。目標となる会社業績や指標は、中期経営計画を踏まえた連結経常利益や各業務執行取締役の職責に応じた適切な指標などを経営環境に応じて計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

IV. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

(報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

非金銭報酬は中長期的な企業価値向上との連動性を確保した報酬制度とするため、株式給付信託による株式報酬とし、「役員株式給付規程」により支給する。具体的には、役位に基づくポイント制とし、毎年一定の時期にテーブルに基づくポイントを付与する。また、支給時期は役員任期終了後、任期中に獲得したポイント数1ポイントを1株として換算し、退任時に支給する。なお、取締役在任中に株式を支給する場合は、譲渡制限契約を締結することにより、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとする。また、取締役に一定の非違行為や不適切行為があった場合には、当該対象者は当社株式等の給付を受ける権利を取得できないものとする。

V. 金銭報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬種類別の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業群を参考とする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど会社業績や企業価値との連動性を高めた構成とし、指名報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合について決定することとする。

VI. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長兼CEOがその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の経常報酬の額及び各取締役の業績評価を踏まえた変動報酬の額の決定とする。取締役会は当該権限が代表取締役会長兼CEOによって適切に行使されるよう、代表取締役会長兼CEOが作成した原案を指名報酬委員会に諮問し、代表取締役会長兼CEOは当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

第4号議案 監査役の報酬総額改定の件

当社の監査役の報酬総額は、2014年6月27日開催の第81回定時株主総会において年額70百万円以内とのご決議をいただき今日に至っております。

前回の報酬総額改定から年数が経ち、その間の経済情勢の変化、監査役の担う職務の多様化、それに伴う責任の増大等、諸般の事情を考慮して、当社と同規模の国内企業を主なベンチマークとしつつ、監査役の報酬総額を年額90百万円以内と変更させていただきたいと存じます。

現在の監査役は5名（うち、社外監査役3名）であり、第2号議案が原案どおりご承認可決された場合の本議案の対象となる監査役も同数（社外監査役も同数）となります。

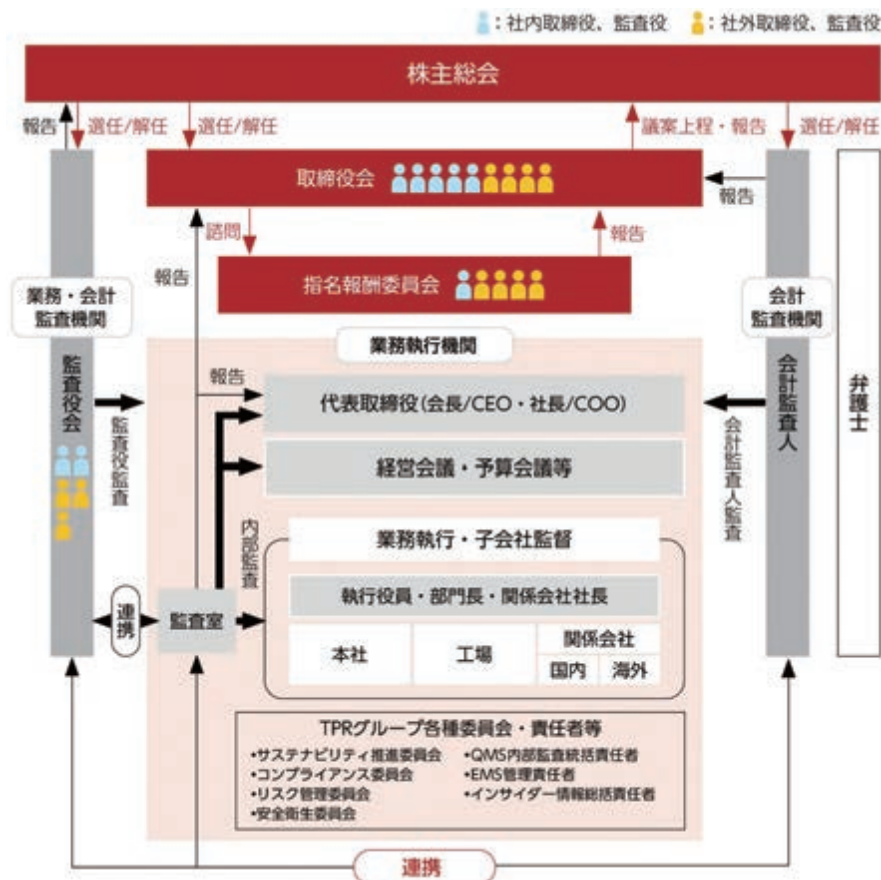
なお、監査役の報酬については、引き続き、固定報酬である基本報酬のみといたします。

ご参考 コーポレート・ガバナンスの概要

当社は取締役会と監査役会を設置しています。

取締役の監督機能と業務執行を分離するために、会長兼CEOと社長兼COOをはじめとする執行役員制度を導入しております。

監査役会は、内部監査部門と連携をとり、また会計監査人と定期的な意見交換を実施して、適切、適正な監査を行うことでコーポレート・ガバナンスの充実を推進しています。



ご参考

取締役の選任に関する方針

当社では、定款にて取締役の数を10名以内と定めており、迅速な意思決定を継続して推進していく規模として適当と考えています。

取締役候補指名においては、各取締役がもつスキル・キャリア・専門性を一覧化したマトリックスを作成し、取締役会での確かつ迅速な意思決定ができること、グローバルな視点で適切な経営管理ができること、他の取締役の業務執行の監視ができること、担当する事業部門全般を統括できることなど、候補者の知識・経験・能力などを考慮し、国籍・性別を問わず適材適所の観点より総合的に検討しています。

取締役の選任にあたっては、今後もバランスを配慮して引き続き従来の規模・考え方を踏襲していく予定です。

ご参考

社外役員の独立性判断基準

当社における社外役員の独立性に関する判断基準は、以下の通りです。

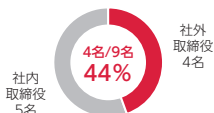
当社の社外取締役または社外監査役が独立性を有する、という場合には当該社外取締役または社外監査役が以下のいずれにも該当してはならないこととする。

- ① 当社および子会社の業務執行取締役、執行役員その他の使用人
- ② 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- ③ 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- ④ 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ⑤ 最近1年間において、②から④までのいずれかに該当していた者
- ⑥ 上記①から⑤までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の配偶者または二親等以内の親族

ご参考

新経営体制（予定）のスキル・マトリックス

独立社外取締役の比率



女性取締役の比率



社外役員（社外取締役・社外監査役）の比率



指名報酬委員会社外取締役の比率



	氏名	地位	特に専門性を発揮できる分野						指名報酬委員会				
			企業経営	財務・ファイナンス	製造・技術・IT	営業	グローバル	法務・リスク管理					
取締役	すえひろ 末廣 博	代表取締役 会長兼CEO	●	●			●	●	●	再任	男性		
	やの 矢野 和美	代表取締役 社長兼COO	●		●	●				再任	男性		
	ふじしろ 藤城 豪二	取締役 副社長執行役員	●	●		●	●			新任	男性		
	い 伊井 明彦	取締役 専務執行役員			●	●	●			再任	男性		
	あゆざわ 鮎澤 紀昭	取締役 執行役員			●	●	●			再任	男性		
	ほんけ 本家 正隆	取締役	●	●				●	●	再任	男性	社外	独立
	かとう 加藤 敏久	取締役			●		●	●	●	再任	男性	社外	独立
	おおさわ 大澤 加奈子	取締役		●				●	●	再任	女性	社外	独立
むねとう 宗藤 謙治	取締役	●		●	●	●		●	再任	男性	社外	独立	
監査役	すげがわ 助川 豊	常勤監査役		●	●			●			男性	社外	独立
	きたはら 北原 正裕	常勤監査役				●	●	●			男性		
	こじま 小島 亮治	常勤監査役		●				●		新任	男性		
	よねかわ 米川 孝	監査役		●		●		●		再任	男性	社外	独立
	たなか 田中 信哉	監査役	●	●				●			男性	社外	独立

以上

メ 毛

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 企業集団をめぐる経済環境

当連結会計年度における世界経済は、労務費の高騰や物価上昇、インフレ抑制の為の各国金融引き締め、不安定な為替相場、中国経済の減速による不透明感が続きましたものの、国内では雇用や所得環境の改善、インバウンド需要などにより景気回復の動きが見られました。

② 業界の状況

当社グループが主として関連する自動車業界においても、労務費高騰の影響を受けつつも、半導体不足が解消し、自動車メーカーの生産が回復しました。

③ 企業集団の状況

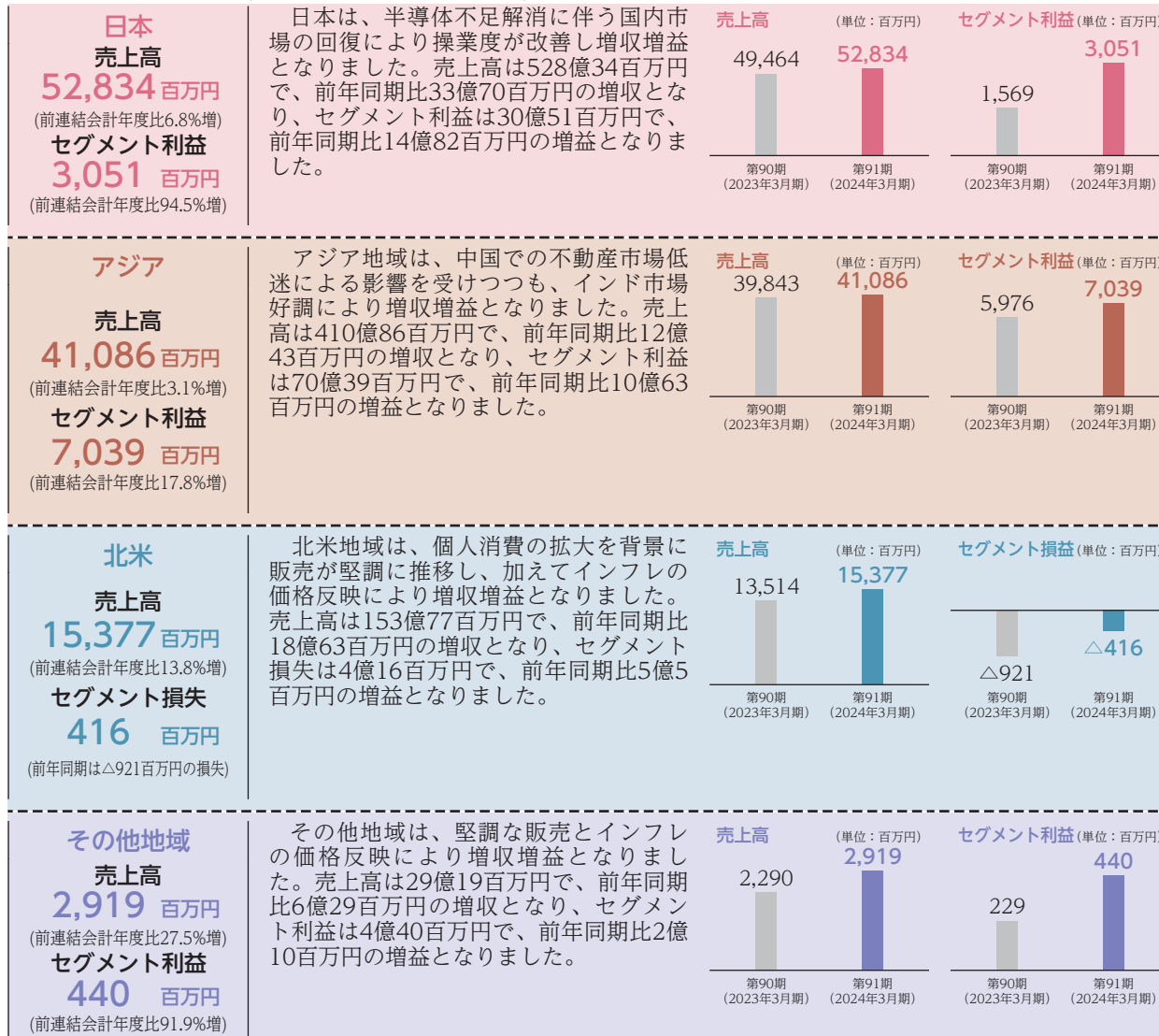
このような経営環境のもと、当社グループの当連結会計年度の売上高および利益は、操業度の改善や原価低減努力をはじめとした効率経営の推進、為替相場の円安推移などにより前年同期比で増収増益となりました。

当連結会計年度の業績数値につきましては、次の表のとおりであります。

	第90期 (2023年3月期)	第91期 (2024年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	178,619	193,834	15,215	8.5%増
営業利益	6,856	12,526	5,669	82.7%増
経常利益	10,215	16,066	5,850	57.3%増
親会社株主に帰属する当期純利益	3,843	8,195	4,351	113.2%増

セグメントの業績概況は、次のとおりであります。

<TPRグループ（除くファルテックグループ）>



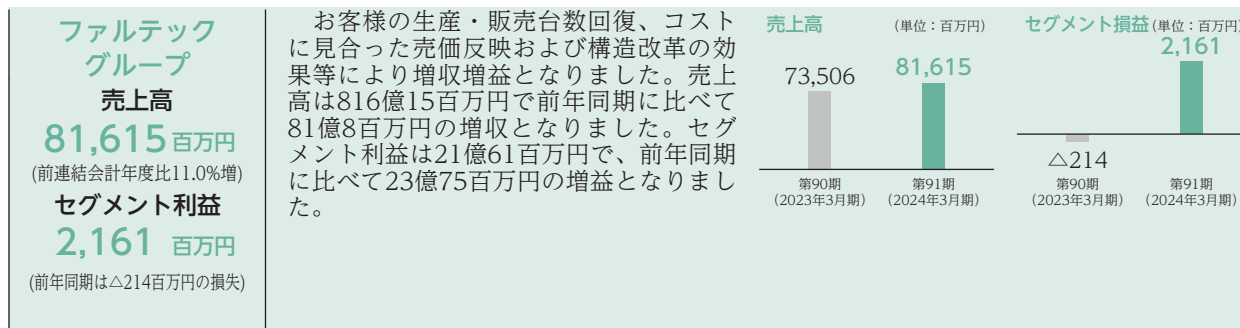
日本は、半導体不足解消に伴う国内市場の回復により操業度が改善し増収増益となりました。売上高は528億34百万円で、前年同期比33億70百万円の増収となり、セグメント利益は30億51百万円で、前年同期比14億82百万円の増益となりました。

アジア地域は、中国での不動産市場低迷による影響を受けつつも、インド市場好調により増収増益となりました。売上高は410億86百万円で、前年同期比12億43百万円の増収となり、セグメント利益は70億39百万円で、前年同期比10億63百万円の増益となりました。

北米地域は、個人消費の拡大を背景に販売が堅調に推移し、加えてインフレの価格反映により増収増益となりました。売上高は153億77百万円で、前年同期比18億63百万円の増収となり、セグメント損失は4億16百万円で、前年同期比5億5百万円の増益となりました。

その他地域は、堅調な販売とインフレの価格反映により増収増益となりました。売上高は29億19百万円で、前年同期比6億29百万円の増収となり、セグメント利益は4億40百万円で、前年同期比2億10百万円の増益となりました。

<ファルテックグループ>



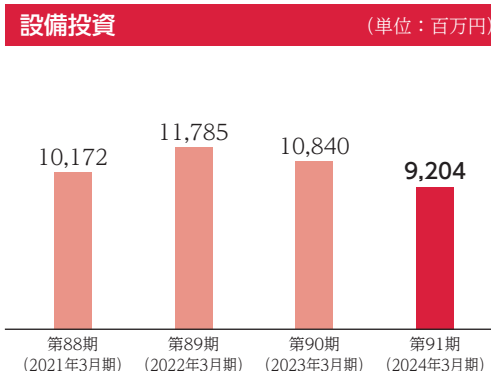
(2) 設備投資の状況

当期においては、92億4百万円の連結設備投資を実施しました。

パワートレイン分野においては、海外投資に一服感がありつつも、中長期の電動化動向や経済の不確定要素が受注動向に与える影響を勘案し、グローバルでの商品提供の最適化と最高品質への追求を目指して生産合理化への投資を戦略的に行いました。

フロンティア分野においては、CASEなど技術の発展に注視し、既存技術応用、新たな技術導入とビジネス創造、新製品の量産立上げに資する投資を積極的に行いました。

また、職場環境と安全面の改善により従業員の働きやすさの向上や、カーボンニュートラル取組みへの投資も実施しました。



(3) 資金調達状況

当社の資金調達は自己資金と借入金によって問題なく実施しております。なお、当社は、予期せぬ資金調達リスクに備えるため、主要取引金融機関と総額95億円のコミットメントライン契約を締結しておりますが、本契約による借入れは実行しておりません。

(4) 対処すべき課題

1. コーポレートメッセージ

当社は、動力機構の高度化を原点に、主に内燃機関の低燃費化、軽量化に資する高機能部品の開発とそれらのグローバルでの安定供給により、クリーンでクオリティの高い地球社会の実現に貢献してまいりました。

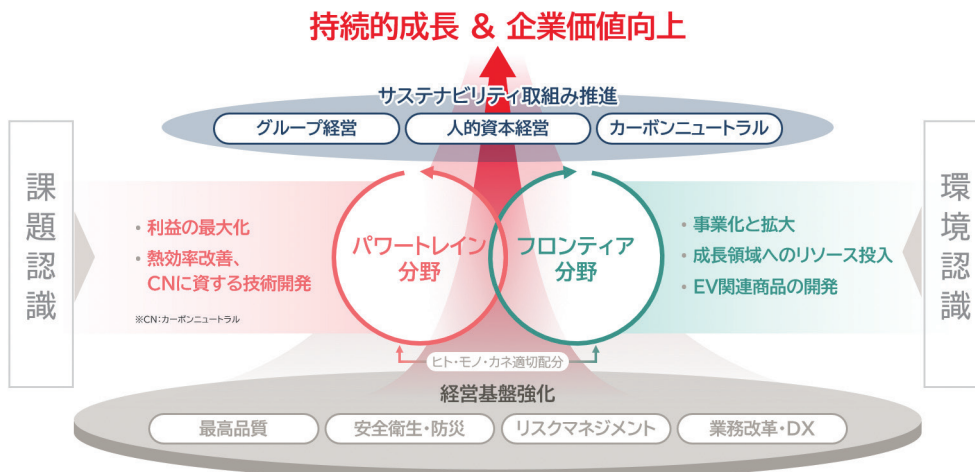
一方で、当社を取り巻く経営環境は、カーボンニュートラルの加速によるEV化へのシフト、CASE技術の発展といった100年に一度の大変革が進展するとともに、多様化し移り変わる人々の好みや想いに寄り添った美しく豊かな暮らしを重視する時代へと変わっていくと思われまます。

このような中で、当社は、従来の動力機構の概念を広げて、様々な「動く」ところ～それはモノやクルマにとどまらずヒトやココロも含めた～「動く」ところに関わって、人々の生活空間において不可欠な存在となりたい、との思いに基づき、今般、『ヒト、モノ、ココロの「動く」をきわめ、美しく豊かな地球社会を支える TPR』をコーポレートメッセージに設定しました。

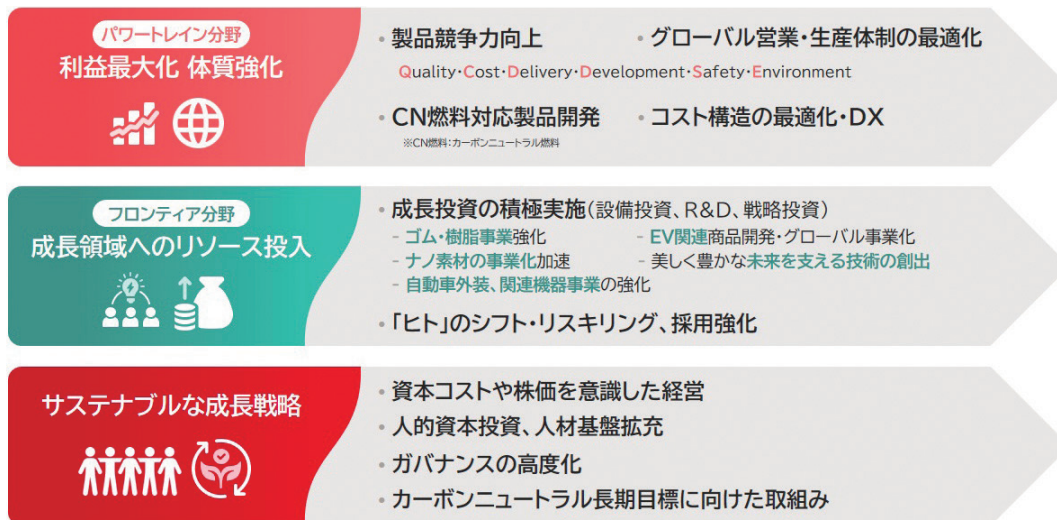
そして、このコーポレートメッセージの実現に向けて、未来を見据えて、『さらなる成長を仕込む』ステージとして、今後3年間で取り組むべきことを26中計としてまとめました。

2. 26中計の骨太方針

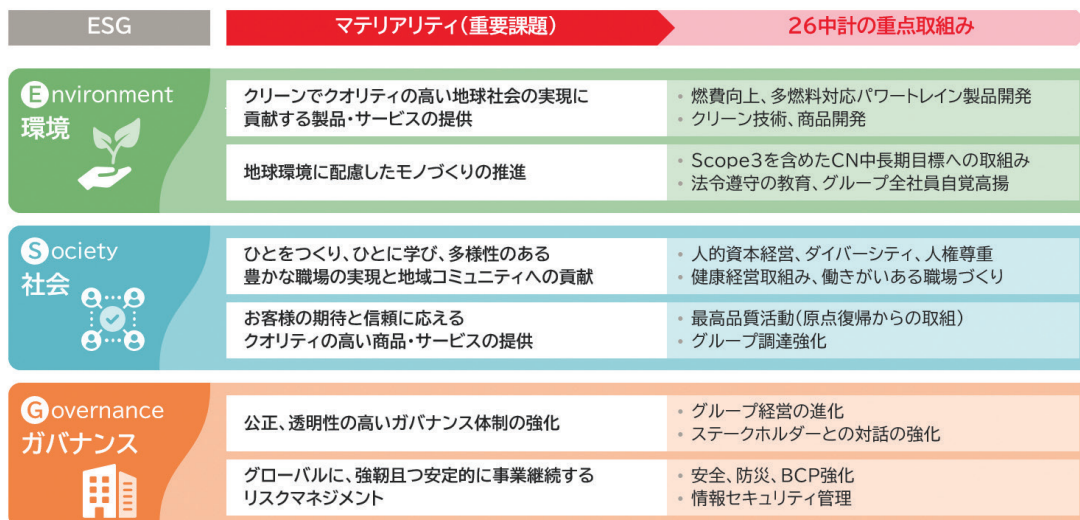
エンジン部品であるピストンリング、シリンダライナ、バルブシート等を製造する「パワートレイン分野」での利益の最大化とパワートレイン以外の事業である「フロンティア分野」の拡大と成長という両輪経営を強力に推進するとともに、経営基盤強化とサステナビリティ経営に取り組むことにより、持続的成長および企業価値向上を目指します。



3. 重点施策



4. ESG経営



ご参考

TPRのサステナビリティへの取組み

サステナビリティの考え方・方針

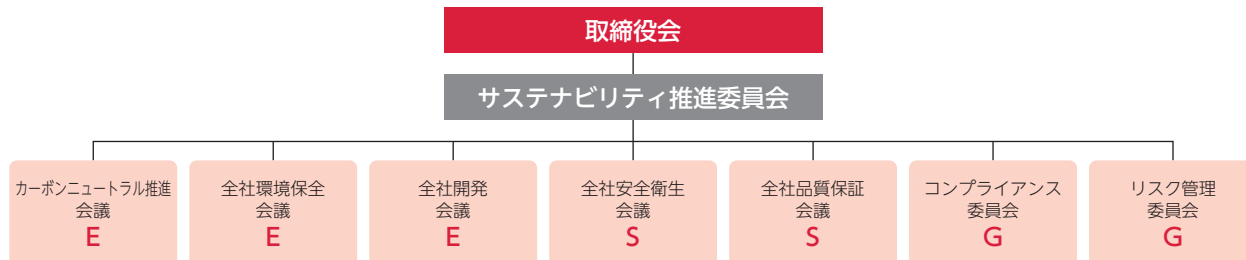
TPRグループは、「優れた技術と価値ある商品の世界への提供を通じて、クリーンで、クオリティの高い地球社会の実現に貢献する」ことを企業理念とし、社会課題の解決に取り組んでいます。

そして、これらの活動を体系的に推進することを狙いに、サステナブル経営の推進体系を策定、マテリアリティを特定し、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、企業としての持続的な成長を目指して、全社で取り組んでおります。

マテリアリティ		SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS					
E	クリーンで、クオリティの高い地球社会の実現に貢献する製品・サービスの提供	3	7	9	11	12	13
	地球環境に配慮したものづくりの推進						
S	ひとをつくり、ひとに学び、多様性のある豊かな職場の実現と地域コミュニティへの貢献	3	4	5	8	9	12
	お客様の期待と信頼に応えるクオリティの高い製品・サービスの提供						
G	公正、透明性の高いガバナンス体制の強化	12	13	16	17		
	グローバルに、強靱且つ安定的に事業継続するリスクマネジメント						

取り組みの推進体制

サステナビリティ推進委員会を設置し、環境・品質・安全といった各種会議体を通じて、様々なサステナビリティに関する課題に取り組んでいます。サステナビリティ推進委員会は各種会議体での活動をより体系的に推進するため、重要課題や各種方針の設定、活動の方向づけ、活動状況のフォローおよび取締役会への報告などを行っています。



トピックス①

表彰

数々のサプライヤー表彰を受賞

今年度も当社の2023年度の品質・納期に関する取り組みをご評価いただき、自動車メーカー各社から国内外で数々のサプライヤー表彰を受賞致しました。

- ・国内ではトヨタ自動車「品質優良賞」、ヤマハ発動機「品質優秀賞」をはじめ、6件の表彰を受賞致しました。
- ・海外では長安マツダ「優秀サプライヤー賞」、インドネシアヤマハ「AWARD OF EXCELLENCE IN DELIVERY 2023」をはじめ、9件の表彰を受賞致しました。
- ・今後ともTPRグループの信頼とお客様満足度の継続的な向上に努めてまいります。



受賞した数々の表彰の一部

※表彰件数は国内・海外ともに2024年4月時点

地域共生

地域イベント参加や工場見学開催

地域貢献の一環として、各拠点の地域イベントへの参加や、学生の工場見学を実施しました。

・TPRが協賛する男子バレーボールV1リーグチーム「VC長野トライデンツ」により、岡谷市バレーボール教室が開催されました。地元の小中学生がプロ選手と一緒に練習を行い、選手たちと交流を深める場となりました。

・2024年2月、岡谷市で開催された「ものづくりフェア2024」へ出展致しました。当社が開発したバレーボール用のサーブマシンにて、多くの方に世界選手のサーブスピードを体験頂きました。

・グループ会社のTPR工業（寒河江市）周辺の小学校、中学校、高校の学生向けに、企業理解を深めてもらう為の工場見学を実施しました。



当社開発のバレーボール用サーブマシン



近隣小学生の皆さんによるご見学

トピックス②

新事業

メキシコでのEV関連部品製造拠点設立

グローバルでのEV市場発展に対応する為、供給体制を強化しております。

- ・当社は、NEVならびにCASEに対応する新技術・新製品の開発とグループ会社への提供を目的として、2022年3月に中国パートナー企業と中国安徽省に合弁の技術センターを設立し、EV関連部品の量産受注を複数獲得しております。
- ・中国でのEV関連部品の量産およびお客様への供給実績を認められ、北米でのEVバッテリー関連部品の量産受注をした為、新たにメキシコ合弁会社TPR ARN Manufacturing Mexico S.A de. C.V (略称：TAM)を設立しました。
- ・今後もEVならびにCASEに対応する新技術・新製品の開発を進め、カーボンニュートラルやSDGs経営の推進に貢献してまいります。



メキシコ グアナファト州レオン市



建設中の工場建屋

展示会

ナノテクノロジー展示会にて、マテリアル賞を受賞

自動車業界に加え、介護やエネルギーおよび素材など7つの展示会へ出展致しました。

- ・エネルギーおよび素材分野では、「nano tech 2024」、「釣りフェスティバル2024 in Yokohama」、「第21回SMART ENERGY WEEK【春】」へ出展し、nano tech 2024では、カーボンナノチューブの製造と応用展開を進めている事に対して、活用用途が幅広い点をご評価頂き、大賞に準じる「マテリアル賞」を受賞しました。
- ・介護分野では「楽天シニアFestival～再春～」、「東京ケアウィーク24」へ出展し、当社のコミュニケーションサポートロボット「CoRoMoCo[®]」をご紹介しました。
- ・今後も幅広い分野の展示会出展を通じ、新事業の拡販活動を続けてまいります。



マテリアル賞 受賞式



nano tech 2024

(5) 財産及び損益の状況の推移

		第88期 (2021年3月期)	第89期 (2022年3月期)	第90期 (2023年3月期)	第91期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高	(百万円)	152,002	163,537	178,619	193,834
経常利益	(百万円)	14,138	14,633	10,215	16,066
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	5,466	8,087	3,843	8,195
1株当たり当期純利益	(円)	154.53	234.50	112.90	243.07
総資産	(百万円)	244,059	255,403	264,702	290,109
純資産	(百万円)	143,139	159,752	165,903	189,640
1株当たり純資産額	(円)	3,370.96	3,734.28	3,969.29	4,667.03

(6) 重要な親会社、子会社及び関連会社の状況

① 親会社との関係

当社には、親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
T P R工業(株)	205百万円	100.0%	シリンダライナの製造
T P R商事(株)	90百万円	100.0%	ピストンリング、シリンダライナ、遠赤外線機器等の販売
T P Rトータルサービス(株)	65百万円	100.0%	建設業、産廃収集業、介護事業、コンビニ事業
T P Rプリメック(株)	10百万円	100.0%	ピストンリングの製造
T P Rアルテック(株)	100百万円	100.0%	アルミ製品、遠赤外線機器等の製造
T P Rサンライト(株)	60百万円	100.0%	工業用ゴム部品等の製造及び販売
T P Rエンブラ(株)	100百万円	100.0%	樹脂製品の製造及び販売
T P Rノブカワ(株)	50百万円	100.0%	工業用ゴム部品の製造及び販売
T P R大阪精密機械(株)	72百万円	100.0%	歯車測定機の製造、販売及びメンテナンス
T P Rアメリカ社	300千米ドル	100.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
フェデラル・モーグル テーピライナーズ社	43百万米ドル	※ 54.0%	シリンダライナの製造及び販売
ユナイテッド ピストンリング社	21百万米ドル	※ 93.2%	ピストンリングの製造
T P R フェデラル・モーグル テネシー社	20百万米ドル	※ 100.0%	シリンダライナの製造及び販売

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
TPRブラジル社	79百万リアル	※ 100.0%	シリンダライナの製造及び販売
TPRヨーロッパ社	250千ユーロ	100.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
フェデラル・モーグル テーピ ライナ ヨーロッパ社	9百万リラ	50.0%	シリンダライナの製造及び販売
TPRアジアセールス(タイランド)社	8百万バーツ	49.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
P.T. TPR セールス インドネシア	39,423百万ルピア	※ 100.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
P.T. TPRインドネシア	489,236百万ルピア	※ 100.0%	ピストンリングの製造
TPRベトナム社	26百万米ドル	100.0%	ピストンリング、シリンダライナ、焼結製バルブシート・バルブガイド、工業用ゴム部品、樹脂製品等の製造及び販売
TPRオートパーツMFG. インディア社	1,320百万ルピー	※ 100.0%	シリンダライナの製造及び販売
安慶帝伯粉末冶金有限公司	94百万元	50.1%	焼結製バルブシート・バルブガイド等の製造及び販売
安慶帝伯格茨缸套有限公司	205百万元	41.7%	シリンダライナの製造及び販売
南京帝伯熱学有限公司	5百万元	60.0%	温度調節弁等の製造及び販売
帝伯三徠橡塑製品(上海)有限公司	12百万元	※ 100.0%	工業用ゴム部品等の製造及び販売
帝伯愛爾(天津)企業管理有限公司	12百万元	100.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
安慶安帝技益精機有限公司	24百万元	60.0%	機械の設計、施工及び販売
(株)ファルテック	2,291百万円	55.5%	自動車外装部品、自動車純正用品の製造及び販売
(株)アルティア	350百万円	※ 100.0%	自動車関連機器の製造及び販売
(株)北九州ファルテック	100百万円	※ 96.7%	自動車外装部品の製造及び販売
ファルテック アメリカ社	1百万米ドル	※ 100.0%	自動車外装部品、自動車純正用品の製造及び販売
ファルテック ヨーロッパ社	59百万ポンド	※ 100.0%	自動車外装部品の製造及び販売
佛山発爾特克汽車零部件有限公司	163百万元	※ 100.0%	自動車外装部品の製造及び販売
ファルテック SRG グローバル (タイランド)社	662百万バーツ	※ 80.0%	自動車外装部品の製造及び販売
湖北発爾特克汽車零部件有限公司	110百万元	※ 51.0%	自動車外装部品の製造及び販売

(注1) 議決権比率の欄の※印は、当社の子会社による所有を含む比率で表示しております。

(注2) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(注3) 当社の完全子会社であるTPRサンライト(株)及びTPREK特殊金属(株)は、2023年4月1日を効力発生日として、TPRサンライト(株)を存続会社、TPREK特殊金属(株)を消滅会社とする吸収合併を行いました。

(注4) TPR大阪精密機械(株)は、重要性が増したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
安慶帝伯格茨活塞環有限公司	347百万円	35.7%	ピストンリングの製造及び販売
フェデラル・モーグル テーピーヨーロッパ社	33百万ユーロ	※ 33.3%	ピストンリングの製造及び販売
Y & T パワーテック社	9,000百万ウォン	40.0%	シリンダライナ、焼結製バルブシート・バルブガイドの製造及び販売
フェデラル・モーグル T P R (インディア) 社	100百万ルピー	40.0%	ピストンリングの製造及び販売
柳伯安麗活塞環有限公司	89百万円	35.0%	ピストンリングの製造及び販売
輝門環新(安慶) 粉末冶金有限公司	100百万円	20.0%	焼結製バルブシート・バルブガイド等の製造及び販売

(注) 議決権比率の欄の※印は、当社の子会社による所有を含む比率で表示しております。

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、主としてピストンリング、シリンダライナ、バルブシート、自動車外装部品、自動車純正用品、自動車関連機器等の製造販売を行っており、そのほか工業用ゴム部品、樹脂製品、アルミ製品等の製造販売の事業活動を展開しております。

	事業区分	主要製品	
T P R グループ	T P Rグループ (除くファルテックグループ)	日本	ピストンリング、シリンダライナ、バルブシート、工業用ゴム部品、樹脂製品、アルミ製品等
		アジア	ピストンリング、シリンダライナ、バルブシート、温度調節弁、工業用ゴム部品、樹脂製品等
		北米	ピストンリング、シリンダライナ等
		その他地域	ピストンリング、シリンダライナ等
	ファルテックグループ	自動車外装部品：ラジエターグリル、ミリ波レーダーカバー、ウィンドウモール、ルーフレール等 自動車純正用品：リモコンエンジンスターター、TCU (Telematics Communication Unit)、リアビューカメラ等 自動車関連機器：車検用機器、タイヤ組立装置、エンジンユニット等	

(8) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
営業所	東京、浜松、名古屋、大阪、広島
工場	長野県 岡谷市、岐阜県 可児市

② 重要な子会社

重要な子会社の情報は、「1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 重要な親会社、子会社及び関連会社の状況 ② 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(9) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減
6,959 (1,142) 名	24名増 (85名減)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社及び連結子会社の就業員数を記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
778 (167) 名	6名減 (6名増)	43.5歳	20.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	6,280
株式会社横浜銀行	4,460
株式会社商工組合中央金庫	2,675
株式会社三井住友銀行	2,635
三井住友信託銀行株式会社	2,590

2 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 135,000,000株
(2) 発行済株式の総数 34,300,099株
(自己株式 355,844株を含む)
(3) 株主数 21,962名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	出資比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 信託口	2,654	7.82%
明治安田生命保険相互会社	2,395	7.05%
損害保険ジャパン株式会社	2,293	6.75%
株式会社みずほ銀行	1,518	4.47%
株式会社日本カストディ銀行 信託口	1,307	3.85%
ヒューリック株式会社	1,231	3.62%
東京建物株式会社	933	2.75%
T P R 取引先持株会	863	2.54%
みずほ信託銀行株式会社	766	2.25%
株式会社日本カストディ銀行 三井住友信託銀行再信託分・日野自動車株式会社退職給付信託口	744	2.19%

(注) 出資比率は自己株式 (355,844株) を控除して計算しております。(小数点第3位以下切捨て)

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	14,325株	1名

(注) 上記は、当社の取締役(社外取締役を除く)および執行役員に対する株式報酬制度である「株式給付信託(BBT)」制度に基づき交付されたものです。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	末 廣 博	(株)ファルテック取締役
代表取締役社長兼COO	矢 野 和 美	(株)ファルテック取締役
取締役専務執行役員	唐 澤 武 彦	海外事業部門担当
取締役専務執行役員	伊 井 明 彦	営業部門担当
取締役執行役員	鮎 澤 紀 昭	技術部門担当
取締役	本 家 正 隆	
取締役	加 藤 敏 久	
取締役	大 澤 加奈子	弁護士 リンテック(株)社外取締役(監査等委員) 大塚ホールディングス(株)社外監査役 東芝テック(株)社外監査役
取締役	宗 藤 謙 治	経営コンサルタント
常勤監査役	加 藤 浩	
常勤監査役	助 川 豊	
常勤監査役	北 原 正 裕	
監査役	米 川 孝	安田日本興亜健康保険組合理事長 健康保険組合連合会東京連合会会長 芙蓉総合リース(株)社外監査役
監査役	田 中 信 哉	

- (注) 1. 取締役本家正隆氏、加藤敏久氏、大澤加奈子氏及び宗藤謙治氏は、社外取締役です。
2. 監査役助川豊氏、米川孝氏及び田中信哉氏は、社外監査役です。
3. 2023年6月29日開催の第90回定時株主総会において、鮎澤紀昭氏及び宗藤謙治氏は取締役に、また北原正裕氏は監査役に、それぞれ選任され就任いたしました。
4. 2023年6月29日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により岸雅伸氏は取締役に、また有賀義和氏は監査役を退任いたしました。
5. 当社は、取締役本家正隆氏、加藤敏久氏、大澤加奈子氏及び宗藤謙治氏ならびに監査役助川豊氏、米川孝氏及び田中信哉氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
6. 当社と社外取締役及び社外監査役(常勤監査役の助川豊氏を除く)との間では、会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。
7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役ならびに当社子会社の株式会社ファルテックの取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が負担することになる損害賠償金・防御費用の損害を填補することとしております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は2021年6月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを認識しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は次のとおりです。

I. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう会社業績や中長期的な企業価値との連動性を確保し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責と成果を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には業務執行取締役の報酬は、経常報酬及び変動報酬、企業価値向上をより意識するためのインセンティブとして株式給付信託（非金銭報酬）による株式報酬で構成する。なお、業務執行を兼務しない取締役については、変動報酬は支給しない。

II. 経常報酬(金銭報酬)の個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の経常報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

III. 変動報酬(金銭報酬)の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

(報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

変動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対するインセンティブを高めるため、経営環境、前事業年度の会社業績ならびに業務執行取締役個人の業績への貢献度を勘案して算出された額を1/2等分して経常報酬に合算し、支給する。目標となる会社業績や指標は、中期経営計画を踏まえた連結経常利益や各業務執行取締役の職責に応じた適切な指標などを経営環境に応じて計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

IV. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

(報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

非金銭報酬は中長期的な企業価値向上との連動性を確保した報酬制度とするため、株式給付信託による株式報酬とし、「役員株式給付規程」により支給する。具体的には、役位に基づくポイント制とし、毎年一定の時期にテーブルに基づくポイントを付与する。また、支給時期は役員任期終了後、任期中に獲得したポイント数1ポイントを1株として換算し、退任時に支給する。なお、取締役在一定の非違行為や不適切行為があった場合には、当該対象者は当社株式等の給付を受ける権利を取得できないものとする。

V. 金銭報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬種類別の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業群を参考とする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど会社業績や企業価値との連動性を高めた構成とし、指名報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合について決定することとする。

VI. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長兼CEOがその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の経常報酬の額及び各取締役の業績評価を踏まえた変動報酬の額の決定とする。取締役会は当該権限が代表取締役会長兼CEOによって適切に行使されるよう、代表取締役会長兼CEOが作成した原案を指名報酬委員会に諮問し、代表取締役会長兼CEOは当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

(注) 本株主総会において、ご審議をお願いしております「第3号議案 取締役に対する株式報酬制度改定の件」についてご承認をいただいた場合、同日開催予定の当社取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」について、改定を行う予定です。改定後の方針案につきましては、「第3号議案 取締役に対する株式報酬制度改定の件」に記載しています。

② 当事業年度に係る報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		金銭報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	297 (37)	246 (31)	— (—)	50 (6)	10 (4)
監査役 (うち社外監査役)	69 (31)	69 (31)	— (—)	— (—)	6 (3)
合計 (うち社外役員)	366 (69)	315 (63)	— (—)	50 (6)	16 (7)

- (注) 1. 上記には、2023年6月29日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでいます。
2. 取締役の報酬等の総額は2011年6月29日開催の第78回定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。第78回定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。また、内数である社外取締役分は2019年6月27日開催の第86回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。第86回定時株主総会終結時点の社外取締役の員数は3名です。
3. 非金銭報酬等につきましては、2021年6月29日開催の第88回定時株主総会において、株式報酬制度を取締役の報酬枠とは別枠とする決議をいただいております。同総会において取締役（社外取締役を含む）に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限を35,000ポイント（当社普通株式35,000株相当）と決議をいただいております（うち社外取締役分として5,000ポイント）。第88回定時株主総会終結時点の同制度の対象となる取締役（社外取締役3名を含む）の員数は9名です。非金銭報酬等は、当事業年度株式給付引当金50百万円（取締役10名、うち社外取締役4名）です。
4. 監査役の報酬等の総額は、2014年6月27日開催の第81回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。
5. 取締役会は、代表取締役会長兼CEO末廣博に対し各取締役の経常報酬の額及び各取締役の業績評価を踏まえた変動報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績評価を行うには同氏が適していると判断したためです。取締役会は、当該権限が同氏によって適切に行使されるよう、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会に原案を諮問し、同氏は当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2018年6月28日開催の第85回定時株主総会、2019年6月27日開催の第86回定時株主総会及び2021年6月29日開催の第88回定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給について決議をしており、現在の当該打切り支給の対象員数は取締役5名（うち社外取締役1名）、監査役1名（うち社外監査役に對してはありません）であります。

当事業年度は当該打切り支給対象であった取締役1名に対し98百万円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役大澤加奈子氏は、リンテック(株)の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社と同社との間には、特別の関係はありません。また、同氏は大塚ホールディングス(株)の社外監査役及び東芝テック(株)の社外監査役を兼務しております。当社と両社との間には、特別の関係はありません。
- ・ 監査役米川孝氏は、安田日本興亜健康保険組合の理事長を兼務しております。当社社員の一部は同保険組合に加入しておりますが、当社の業績に与える影響は軽微と判断しております。また、同氏は健康保険組合連合会東京連合会会長を兼務しております。当社と同組合の間には特別な関係はありません。また前述に加え、同氏は芙蓉総合リース(株)の社外監査役を兼務しております。当社と同社の間にはリース契約の取引関係がありますが、その取引額は当社の独立性判断基準に規定する金額を超えるものではありません。

② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当する事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

社外取締役

	取締役会 出席状況	指名報酬委員会 出席状況	活動状況と役割
取締役 本 家 正 隆	15/16回 (94%)	8/8回 (100%)	長年にわたる日本銀行及び金融業界経験を生かした意見発言を行っております。 また、指名報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 加 藤 敏 久	16/16回 (100%)	8/8回 (100%)	長年にわたる事業会社での経験を生かした意見発言を行っております。 また、指名報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 大 澤 加奈子	16/16回 (100%)	8/8回 (100%)	弁護士としての専門的な知識・経験や他社における役員としての経験を生かした意見発言を行っております。 また、指名報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 宗 藤 謙 治	13/13回 (100%)	6/6回 (100%)	長年にわたる事業会社での経験を生かした意見発言を行っております。 また、指名報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

(注) 取締役宗藤謙治氏の出席率は、2023年6月29日就任後の取締役会開催13回、指名報酬委員会6回が対象です。

社外監査役

	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	活動状況
監査役 助 川 豊	16/16回 (100%)	17/17回 (100%)	長年にわたる金融経験や他社における役員としての経験・知見に基づき意見発言を行っております。
監査役 米 川 孝	16/16回 (100%)	17/17回 (100%)	長年にわたる金融経験や他社における役員としての経験・知見に基づき意見発言を行っております。
監査役 田 中 信 哉	16/16回 (100%)	17/17回 (100%)	長年にわたる金融経験や他社における役員としての経験・知見に基づき意見発言を行っております。

④ 当社子会社から役員として受けた報酬等の総額

該当する事項はありません。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額 (百万円)
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	51
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	117

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意をした理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、または公序良俗に反する行為等があった場合、若しくは監査品質等の観点から適正な監査を凶る必要がある場合において、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、これを株主総会に付議することといたします。

また、監査役会は会計監査人が職務上の義務違反、任務懈怠等により職務の執行に支障があると認められ、解任が妥当と判断した場合は、株主総会を開催せずに監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

5 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

TPR企業理念のもと、「内部統制システム整備に関する基本方針」を制定するとともに、業務の適切性の確保と、より効果的な内部統制システムの構築を推進し、継続的な改善を図っております。

なお、金融商品取引法が求める財務報告に関する内部統制報告制度（いわゆるJ-SOX法）についても当社は積極的に取り組みを実施しており、専門家の助言を得ながら適切、適正に対応しています。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、監査役、執行役員、社員を対象とする規程として「TPRグループコンプライアンス基本規程」及び「TPRコンプライアンス規程」を定め、遵守を図るとともに、法令違反等コンプライアンス懸念に関する内部通報体制として、弁護士事務所による社外受付窓口も備えたグループ内部通報制度を導入しています。取締役会については「取締役会規程」の定めに基づき、定期または必要に応じて随時の適切な運営が確保されています。更に当社は監査役設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査方針及び分担に従い、各監査役の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることとしています。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持しています。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務遂行に係るリスクを的確に評価・認識し、個々のリスクにつきこれを予防するための措置、またはその損失を極小にするための措置を講ずるための「リスク管理規程」を定めています。

また、「TPR IT情報セキュリティ規程」に基づき、進歩するIT技術の有効利用促進とサイバー攻撃被害や情報漏洩等のリスク予防の両立を図ることとしています。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 効果的・効率的な意思決定を行うため、当社の経営に係る重要事項については、代表取締役及び各部門担当役員（海外事業、営業、生産、管理、技術など）で構成される経営会議（以下、「経営会議」）において審議を行ったうえで、取締役会にて議案の決議を行っております。取締役会は月1回定例開催のほか必要に応じて随時開催しています。経営会議は月2回定例開催し、必要に応じて随時開催しています。
- b. 業務執行については、「組織管理規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」においてそれぞれの執行責任者及び責任内容、執行手続を定め、効率的な業務遂行が行われるようにしています。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 「TPRグループコンプライアンス基本規程」及び「TPRコンプライアンス規程」を定めています。この定めに基づき、会長兼CEOを統括責任者として、経営会議メンバーで構成する「コンプライアンス委員会」を設置しております。そのうえで、各部室長を推進責任者としてコンプライアンス体制の維持・向上を推進しています。
- b. 社員教育体系の中に必須科目として、コンプライアンスの重要性を教育する内容を組み込んでいます。
- c. 内部監査部門として、会長兼CEO直属の部署を設置し、その重要監査領域として、コンプライアンスに係る監査を実施しています。
- d. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告することとしています。
- e. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての内部通報体制として、コンプライアンス統括部署、外部弁護士、あるいは監査役を情報受領者とする通報システムを設置しています。また、通報者は通報したことを理由として不利益な取扱いを受けないこととしています。
- f. 監査役は当社の体制及び内部通報システムの運用に問題があると認める時は、取締役に改善策の策定を勧告することが出来るものとしています。

⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社は当社グループ会社管理に関する規定を整備し、グループ企業を含めた当社グループの事業全般に対して責任あるガバナンスが確保できる体制を整えております。また、グループ会社に対して、当社の経営方針、経営戦略に即した経営と業務運営が出来る様、会議体での審議及びグループ会社への経営層派遣により指導・支援を行います。
- b. 当社はグループ会社のコンプライアンス体制整備について「TPRグループコンプライアンス基本規程」を定めており、コンプライアンス活動の計画を立案し、社内のコンプライアンス意識の向上とモニタリングの強化を図っております。また、グループ内部通報制度の体制を整備しており、複数の通報窓口及び通報手段を用いてコンプライアンス事案の早期発見に努めます。

⑦ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

経営管理については、「関係会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてその職務執行状況をモニタリングするものとしています。

⑧ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の業務遂行に係るリスクを的確に評価・認識し、個々のリスクにつきこれを予防するための措置、またはその損失を極小にするための措置を講ずるための「TPRグループリスク管理基本規程」を定めています。子会社各社は本規程に沿った体制を整備しています。

⑨ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の職務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置づけ等を勘案のうえ、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督しています。

また、子会社の経営に係る重要事項については、当社経営会議において審議を行ったうえで、子会社の取締役会において執行を決定しています。子会社の取締役会は定例開催のほか必要に応じて随時開催しています。

⑩ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は「TPRグループコンプライアンス基本規程」に沿った体制を整備しており、当社が子会社のコンプライアンス活動の監督を行う体制としています。また、子会社の取締役等及び使用人を通報者の範囲に含めた「TPRグループ内部通報規程」を定めております。

⑪ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- a. 監査役からの要請により、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命しています。
- b. 当該監査役補助者の独立性を確保するため、その任命・異動、評価等については、監査役の同意を得るものとしています。

⑫ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

経営に重要な影響を与えると予想される事項を会長兼CEO等に報告することを定めた「特記事項報告書運営要領」が制定されており、監査役にも報告されています。また、取締役及び使用人を通報者の範囲に含めた「TPRグループ内部通報規程」を定めており、内部通報制度で得た情報は監査役へ伝えるとともに、監査役を窓口とした通報も可能としております。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して事業の報告を求めまたは業務及び財産の状況の調査をすることが出来ることとしています。

⑬ 子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

前項に記載しております「特記事項報告書運営要領」に従い、子会社に関する事項も当社の監査役に報告されています。また、「TPRグループ内部通報規程」に従い、グループ内部通報制度は子会社の取締役及び使用人も通報者の範囲に含めており、内部通報制度で得た情報は監査役へ伝えるとともに、当社の監査役を窓口とした通報も可能としております。前記にかかわらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役及び使用人に対して事業の報告を求めまたは業務及び財産の状況の調査をすることが出来ることとしています。

⑭ 前2項の報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社と子会社の取締役及び使用人が、監査役の求めに応じて報告・調査に対応したことに対し、不利な取扱いを受けることはありません。また、当社と子会社の取締役及び使用人が、内部通報をした場合には「TPRグループ内部通報規程」に従い、通報したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保しています。

⑮ 監査役職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針

当社監査役職務の執行に伴って生ずる費用については、監査役の請求に基づき、職務遂行に支障が生じることのないよう、速やかに処理するものとしています。

⑯ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、定期的に代表取締役との面談や社外取締役と意見交換する会合を持つとともに、監査室、グループ・ガバナンス統轄室、会計監査人及び子会社監査役と連携を保ち、監査役監査の実効性の確保に努めています。

⑰ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- a. 関係会社を含め、内部監査部門が内部統制システムについて、独立的評価を実施します。
- b. 独立的評価の結果を踏まえて、社長が内部統制報告書を作成します。
- c. 内部統制報告書の内容について、外部監査人が監査し評価することで、信頼性の高い財務報告の作成に繋げるものとします。

⑱ 反社会的勢力との関係遮断及び排除するための体制

- a. 当社は、公共性ある企業の義務として反社会的勢力に対抗し、業務の公平性、健全性を維持するために、「TPRグループコンプライアンス基本規程」を制定し、断固たる態度で反社会的勢力を排除することとしています。
- b. 反社会的勢力対応部署を人事総務部とし、社内各部門への対応指示徹底及び社外各機関との密接な連絡により、反社会的勢力との関係遮断と排除を徹底しています。
- c. 詐称または代理等により反社会的勢力とは知らずに関係構築してしまった場合、判明した時点あるいは疑念が生じた時点で、社外各機関との密接な連絡により速やかに関係解消するものとしています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取り組み

- ・当社は、コンプライアンス強化を図るべくグループ・ガバナンス統轄室を設置し、国内外のグループ各社を対象に会計処理に関わる不正など業務全般にわたる不正行為を未然に防ぎ、また、不正行為を早期に察知できる仕組みを構築してグループ・ガバナンスの強化を図っています。

- ・コンプライアンス委員会を2回開催し、当社及びグループ各社におけるコンプライアンス活動について審議するとともに、取締役会にコンプライアンス活動状況を報告いたしました。また、全社経営会議及び全社コンプライアンス会議において、活動方針について全社に周知しております。
- ・当社は、国内グループ会社及び独資の海外グループ会社共通の内部通報制度を導入しており、この内部通報制度の運用状況等について、取締役会に報告いたしました。
- ・コンプライアンス教育・研修として、新任管理職、新入社員、海外赴任者へのコンプライアンス教育をその都度実施するとともに、グループ会社を含めてTPRグループコンプライアンス基本規程、不正会計、独禁法、下請法、個人情報保護等のテーマ研修を行いました。研修にあたっては、Eラーニングなどを活用して効果的な実施に努めるとともに、理解度の把握・分析を行い、施策に反映させております。
- ・当社は、各部署の活動目標の事項に、コンプライアンスに関する目標を掲げて、業務を推進しております。また、コンプライアンス基本規程の順守状況を個人の評価に反映させ、各個人へのコンプライアンス意識浸透を図っています。

② リスク管理に関する取り組み

- ・当社は、「リスク管理委員会」を1回開催し、当社及びグループ各社における内部リスクの管理について審議するとともに、重要なリスク案件についてモニタリングしました。
- ・事業継続マネジメントについては、大規模災害等の緊急事態への対応につき、事業継続計画（BCP）の目的と基本方針を定めています。また、近年のBCPの重要性の高まりを背景に、より実践的なものとすべく、拠点間を横断したBCP会議を月1回の頻度で開催し、各災害対応マニュアルの作成と見直しを含めた取り組みを進めております。
- ・品質保証、環境保全、安全衛生について全社会議を2回開催し、適切なリスク管理を行っています。

③ 取締役の職務執行の適正性及び効率性の向上に関する取り組み

- ・当社の取締役会は社外取締役4名を含む9名で構成され、社外監査役3名を含む全監査役も出席して16回取締役会を開催し、各議案についての審議及び業務執行状況の監督を実施しました。
- ・当社は、取締役会付議事項その他重要な業務執行を審議するため、経営会議を19回開催しました。

④ 企業集団における業務の適正性の向上に関する取り組み

- ・当社は、子会社の経営に関する重要事項について審議するため、経営会議を19回開催しました。
- ・当社は、子会社の取締役会に親会社の経営層を派遣し子会社の経営を管理・監督し、また、関係会社管理主管部署も取締役会に陪席して業務の適正性を確保しました。
- ・子会社発生リスク情報の親会社への即時報告、月例報告等により、子会社と緊密に連携しました。
- ・「コンプライアンス委員会」を2回開催し、グループ各社におけるコンプライアンス状況について確認し指示

を行いました。

- ・子会社のモニタリングにつきましては、監査役の監査報告、内部監査部門による監査結果及び当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人と情報を共有しました。

⑤ 監査役への報告及び監査の実効性確保等に関する取り組み

- ・当社の監査役会は、社外監査役3名を含む5名で構成されており、17回開催し監査に関する重要事項について報告を受けるとともに協議・決議を行いました。
- ・社外監査役3名を含む全監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、業務の執行状況を把握したほか、会計監査人、取締役、各部署使用人から必要な報告、説明を受けました。

(3) 会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容の概要は下記のとおりです。

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上を図ることが株主共同の利益に資するものと考えており、経営課題として日々その実現に努めています。

当社の株主の在り方について、当社は、金融商品取引所への上場により株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えておりますので、会社を支配する者の在り方は、株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきものと考えています。

したがって、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主が買付の条件等について検討したり、当社取締役会が代替案を提案するための合理的に必要な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのあるものもあり得ます。このような不適切な大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

当社株式の大規模買付行為等を行おうとする者に対しては、当該大規模買付行為の是非を株主の皆さまが適切に判断するための十分な情報の提供を求めるとともに、当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆さまの検討のための時間を確保するよう努め、必要に応じて株主の皆さまの意思を確認するための株主総会を適宜開催する等、法令及び定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

(ご参考)

2007年6月28日開催の第74回定時株主総会において導入され、その後4回の更新を経て継続してまいりました「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」は、2022年6月29日に開催した当社第89回定時株主総会の終結の時をもって有効期間満了により廃止いたしました。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、毎期の業績、継続的成長のための投資等を勘案しながら、株主様のご期待に応えるよう安定的に行うこと及び、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

上記方針に基づき、当事業年度の配当につきましては、2023年12月11日に1株当たり30円の間配当を実施しており、期末配当については2024年5月24日開催の取締役会にて1株当たり40円とすることを決議致しました。この結果、当事業年度の年間の配当金は1株当たり70円となります。

内部留保資金につきましては、研究開発投資、海外拠点拡充投資、合理化投資など将来のための資金に充当する予定であります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	137,232
現金及び預金	52,005
受取手形	8,976
売掛金	36,851
商品及び製品	15,983
仕掛品	6,787
原材料及び貯蔵品	11,524
その他	5,170
貸倒引当金	△67
固定資産	152,876
有形固定資産	70,665
建物及び構築物	23,585
機械装置及び運搬具	27,199
土地	9,730
リース資産	2,329
建設仮勘定	4,135
その他	3,685
無形固定資産	3,793
のれん	1,031
その他	2,761
投資その他の資産	78,417
投資有価証券	38,076
長期貸付金	231
出資金	16,270
退職給付に係る資産	16,075
繰延税金資産	1,935
その他	6,054
貸倒引当金	△224
資産合計	290,109

負債の部	
科目	金額
流動負債	68,356
支払手形及び買掛金	17,347
電子記録債務	10,362
短期借入金	22,894
リース債務	1,509
未払法人税等	1,609
賞与引当金	2,461
その他	12,171
固定負債	32,112
長期借入金	8,995
リース債務	2,255
繰延税金負債	14,395
退職給付に係る負債	4,600
役員退職慰労引当金	574
役員株式給付引当金	306
資産除去債務	174
その他	810
負債合計	100,468
純資産の部	
株主資本	116,735
資本金	4,758
資本剰余金	3,965
利益剰余金	108,974
自己株式	△963
その他の包括利益累計額	40,639
その他有価証券評価差額金	19,003
為替換算調整勘定	13,866
退職給付に係る調整累計額	7,769
新株予約権	129
非支配株主持分	32,135
純資産合計	189,640
負債・純資産合計	290,109

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		193,834
売上原価		152,496
売上総利益		41,337
販売費及び一般管理費		28,811
営業利益		12,526
営業外収益		
受取利息	725	
受取配当金	1,222	
持分法による投資利益	1,711	
その他	833	4,492
営業外費用		
支払利息	282	
為替差損	380	
その他	288	952
経常利益		16,066
特別利益		
固定資産売却益	106	
投資有価証券売却益	136	
退職給付信託返還益	320	
その他	18	582
特別損失		
固定資産除却損	70	
投資有価証券評価損	131	
減損損失	611	
品質対応費	1,037	
その他	126	1,976
税金等調整前当期純利益		14,671
法人税、住民税及び事業税	4,273	
法人税等調整額	△333	3,939
当期純利益		10,732
非支配株主に帰属する当期純利益		2,537
親会社株主に帰属する当期純利益		8,195

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,758	3,965	102,782	△1,012	110,493
当期変動額					
剰余金の配当			△1,968		△1,968
親会社株主に帰属する当期純利益			8,195		8,195
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				49	49
連結範囲の変動			△33		△33
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	6,192	48	6,241
当期末残高	4,758	3,965	108,974	△963	116,735

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	12,106	9,319	1,836	23,262	147	31,999	165,903
当期変動額							
剰余金の配当							△1,968
親会社株主に帰属する当期純利益							8,195
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							49
連結範囲の変動							△33
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,897	4,547	5,933	17,377	△17	135	17,495
当期変動額合計	6,897	4,547	5,933	17,377	△17	135	23,736
当期末残高	19,003	13,866	7,769	40,639	129	32,135	189,640

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	30,584	流動負債	16,736
現金及び預金	7,102	買掛金	2,721
受取手形	1	電子記録債務	1,698
売掛金	10,408	短期借入金	7,262
電子記録債権	1,277	未払金	2,377
商品及び製品	2,834	未払費用	592
仕掛品	2,710	未払法人税等	323
原材料及び貯蔵品	1,455	前受金	34
前払費用	150	預り金	208
関係会社短期貸付金	1,165	賞与引当金	851
その他	3,478	その他	666
固定資産	84,901	固定負債	8,612
有形固定資産	12,729	長期借入金	620
建物	4,126	役員退職慰労引当金	463
構築物	537	役員株式給付引当金	306
機械及び装置	4,528	資産除去債務	26
車両及び運搬具	19	繰延税金負債	7,155
工具、器具及び備品	404	その他	40
土地	2,522	負債合計	25,348
建設仮勘定	590		
無形固定資産	391	純資産の部	
設備利用権	9	株主資本	72,323
ソフトウェア	363	資本金	4,758
特許権	18	資本剰余金	3,860
投資その他の資産	71,780	資本準備金	3,860
投資有価証券	30,694	利益剰余金	64,668
関係会社株式	26,342	利益準備金	418
出資金	216	その他利益剰余金	64,249
関係会社出資金	9,648	固定資産圧縮積立金	186
従業員長期貸付金	6	特定株式取得積立金	6
前払年金費用	4,424	別途積立金	51,648
長期前払費用	16	繰越利益剰余金	12,409
その他	438	自己株式	△963
貸倒引当金	△7	評価・換算差額等	17,683
資産合計	115,486	その他有価証券評価差額金	17,683
		新株予約権	129
		純資産合計	90,137
		負債・純資産合計	115,486

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		51,197
売上原価		41,506
売上総利益		9,690
販売費及び一般管理費		8,419
営業利益		1,271
営業外収益		
受取利息	10	
受取配当金	5,452	
その他	521	5,984
営業外費用		
支払利息	53	
為替差損	35	
その他	49	139
経常利益		7,117
特別利益		
投資有価証券売却益	94	
退職給付信託返還益	320	
その他	27	442
特別損失		
固定資産除却損	22	
関係会社株式評価損	657	
投資有価証券評価損	131	
減損損失	413	
品質対応費	1,037	
その他	116	2,378
税引前当期純利益		5,182
法人税、住民税及び事業税	1,005	
法人税等調整額	△487	518
当期純利益		4,663

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		準備金	資本剰余金	剰余金		固定資産圧縮積立金	特定株式取得積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	4,758	3,860	3,860	418	186	21	51,648	9,697	61,973	△1,012	69,579
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩					△0			0	－		－
特定株式取得積立金の取崩						△15		15	－		－
自己株式の取得										△0	△0
自己株式の処分										49	49
剰余金の配当								△1,968	△1,968		△1,968
当期純利益								4,663	4,663		4,663
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	－	－	－	－	△0	△15	－	2,711	2,695	48	2,743
当期末残高	4,758	3,860	3,860	418	186	6	51,648	12,409	64,668	△963	72,323

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	10,958	10,958	147	80,686
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				－
特定株式取得積立金の取崩				－
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				49
剰余金の配当				△1,968
当期純利益				4,663
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,725	6,725	△17	6,707
当期変動額合計	6,725	6,725	△17	9,451
当期末残高	17,683	17,683	129	90,137

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

T P R株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	月本 洋一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安永 千尋

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、T P R株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T P R株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

T P R株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	月本 洋一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安永 千尋

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、T P R株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対し意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第91期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

T P R株式会社 監査役会

常勤監査役 助 川 豊 ⑤
(社外監査役)

常勤監査役 加 藤 浩 ⑤

常勤監査役 北 原 正 裕 ⑤

監査役 米 川 孝 ⑤
(社外監査役)

監査役 田 中 信 哉 ⑤
(社外監査役)

以 上

株主メモ

- **事業年度** 毎年4月1日から翌年3月31日までの1年
- **定時株主総会** 基準日 毎年3月31日
開催日 毎年6月中
- **剰余金の配当** 期末配当基準日 3月31日
中間配当基準日 9月30日
- **単元株式数** 100株
- **公告方法** 電子公告（事故その他やむを得ない場合は日本経済新聞に掲載）
<https://www.tpr.co.jp>
- **株主名簿管理人** 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
- **特別口座の口座管理機関** みずほ信託銀行株式会社
- **同事務取扱場所** みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
- **ホームページアドレス** <https://www.tpr.co.jp>
- **お問い合わせ先**

	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合（特別口座の場合）
郵便物送付先		〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問い合わせ先		フリーダイヤル 0120-288-324 (土・日・祝日を除く9:00~17:00)
各種手続お取扱店 (住所変更、株主 配当金受取り 方法の変更等)	お取引の証券会社等	みずほ信託銀行 本店及び全国各支店
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行及びみずほ銀行の本店及び全国各支店	
ご注意	支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・各種手続お取扱店をご利用ください。	特別口座では、単元未満株式の買取以外の株式売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行っていただく必要があります。

役員一覧

2024年6月27日開催の本定時株主総会において、第1・2号議案が承認されたのちの経営体制(予定)

<取締役・監査役>

<執行役員>

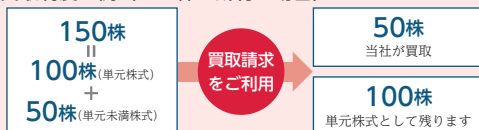
代表取締役 末 廣 博	会長兼CEO 末 廣 博
代表取締役 矢野 和美	社長兼COO 矢野 和美
取締役 藤城 豪二	副社長執行役員 藤城 豪二
取締役 伊井 明彦	専務執行役員 伊井 明彦
取締役 鮎澤 紀昭	専務執行役員 羽多野 裕一
取締役 本家 正隆	常務執行役員 守屋 弘明
取締役 加藤 敏久	常務執行役員 塚原 稔
取締役 大澤 加奈子	執行役員 花岡 恒久
取締役 宗藤 謙治	執行役員 塚本 英貴
常勤監査役 助川 豊	執行役員 鮎澤 紀昭
常勤監査役 北原 正裕	執行役員 池畑 慎二
常勤監査役 小島 亮治	執行役員 羽石 和弘
監査役 米川 孝	執行役員 伊藤 敏弘
監査役 田中 信哉	執行役員 柴 健一
	執行役員 八巻 恵太
	執行役員 横内 誠
	執行役員 堀切 秀彦
	執行役員 大和 康二
	執行役員 青柳 秀治

お知らせ

単元未満株式の買取制度について

単元未満株式（100株に満たない当社株式）を当社が買い取る【買取制度】がございます。詳しくは、みずほ信託銀行（0120-288-324）にお問い合わせください。

■ 買取制度の例（150株ご所有の場合）



配当金の確定申告について

確定申告の際には、同封の配当金計算書をご利用いただけます。株式数比例配分方式を選択された株主様については、お取引の証券会社にご確認ください。

定時株主総会会場ご案内図

会場

日本工業倶楽部会館3階 大ホール

東京都千代田区丸の内一丁目4番6号 TEL (03) 3281-1711
(会場となる建物自体は前回と同じですが、2階から3階に変更
となっておりますのでご注意ください。)

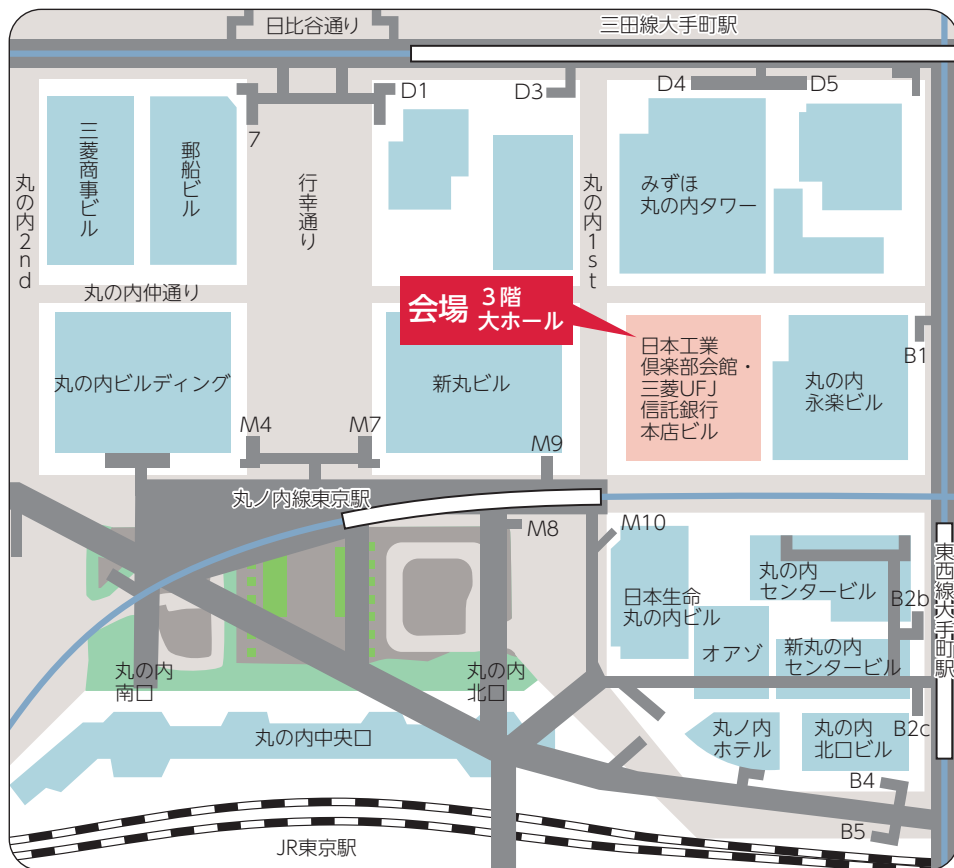
交通

J R | **A** 東京駅 | 丸の内北口より徒歩3分
地下鉄 | **B** 大手町駅 | B1出口より徒歩2分

出発地点から株主総会
会場までスマホが
ご案内します。



スマートフォンで
QRコードを
読み取りください。
目的地入力は不要です！



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。